

## 平成28年第1回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成28年3月6日（日曜日） 午前10時00分開議

第 1 平成28年度町政執行方針

第 2 平成28年度教育行政執行方針

第 3 一般質問

### ○出席議員（8名）

1番 佐藤奈緒君	2番 長谷川克弘君
3番 西浦岩雄君	4番 宮崎泰宗君
5番 細谷久雄君	6番 東海林繁幸君
7番 星川三喜男君	8番 村山義明君

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林生吉君
教育長	田邊彰宏君
総務課長	遠藤義一君
総務課参事	長尾享君
総務課主幹	野露みゆき君
総務課主幹	工藤正勝君
総務課主幹	庵日鶴君
総務課主幹	笹原等君
産業建設課長	中原直樹君
産業建設課技術長	山内功君
産業建設課参事	平中敏志君
産業建設課参事	藤田徹君
産業建設課主幹	永田剛君
産業建設課主幹	千葉靖宏君
産業建設課主幹	土屋順一君
保健福祉課長	矢上裕寛君
保健福祉課参事	吉田智一君
教育次長	青木彰君

会 計 管 理 者	藤 井 富 子 君
国保病院事務長	小 林 嘉 仁 君
こども館次長	遠 藤 美代子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	高 井 秀 一 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎平成28年度町政執行方針

○議長（村山義明君） 日程第1、平成28年度町政執行方針を行います。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。よろしくお願いたします。それでは、28年度町政執行方針について申し述べさせていただきたいと思ひます。

平成28年第1回中頓別町議会定例会の開催に当たり、町政執行に対する私の所信について申し述べ、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年5月の就任以来、多くの町民の皆様から励ましやご助言をいただきながら町政の運営をさせていただいております。改めて、人口減少と少子・高齢化が進むこの町の現状が厳しいものであることを受けとめつつも、町民の皆様のご郷土を愛する思いも強く感じる事ができました。これからも、町長としての使命と責任を果たし、みずからを律し、町の振興と町民の皆様のご幸福実現のため全力で仕事に当たってまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私が就任以来掲げてきた重点化すべき3つの柱のうち、「子ども・子育て支援」につきましては、妊娠・出産から切れ目のない支援体制の確立を基本に、子育てに関するサービスの拡充、経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

2つ目の「福祉のまちづくり」では、特別養護老人ホーム長寿園特養棟の増改修事業の着手、社会福祉協議会と連携した地域福祉充実強化、地域公共交通の新たな仕組みづくり、福祉人材の確保に向けた支援制度の創設などに取り組んでまいります。

3つ目の「地域経済再生」では、農業、商工業の事業継承や設備投資への支援制度の創設、牛乳を核とした6次産業化の推進、観光振興計画の策定などを進めてまいります。

さて、最大の課題である人口減少問題・地方創生につきましては、昨年12月に「人口ビジョン」と「中頓別町総合戦略」を策定しております。人口ビジョンでは、合計特殊出生率を平成37年までに1.66、平成42年までに2.1まで引き上げることを目標に平成42年時点で1,250人を維持することを目指していくことを掲げ、総合戦略では4つの基本目標を立て「働きたい、暮らしたいまちとして選ばれる中頓別」を目指していくこととしています。

平成27年度におきましては、先行型交付金を活用した事業に取り組んでいますが、平成28年度からはこれらの施策の継続を図るとともに総合戦略を基本に据えて対策を講じ

てまいります。この戦略を推進していくため「地方創生基金」を創設して一定額を積み立て安定した財源基盤を確保するとともに、より効果の高い施策を持続的に展開できるように取り組んでまいります。

また、平成28年度で前期実施計画が終了する「第7期総合計画」については、財務との連携による実効性の高い計画となることを基本に、人口ビジョンと総合戦略を踏まえた見直しを行いながら、後期実施計画の策定を進めてまいります。

以下、本年度実施しようとする重点的な施策について申し述べてまいります。

#### 1つ、環境の保全と創造。

##### <環境にやさしいくらしづくり>

頓別川が育んだすばらしい自然環境に恵まれ、安らぎと潤いのある生活や生産が営まれる自然との共生は私たち町民の誇りであり、この恵まれた自然環境を壊すことなく後世に引き継ぐことは、私たちの大切な使命であることを改めて認識し、ここで暮らす人たちが互いに協力して今まで以上に自然環境の保全に努めていかなければなりません。

昨年度から取り組みを進めております自然環境を活用した「新エネルギー」導入に関しては、林業施業の残材を活用する取り組みとあわせ、「木質バイオマスエネルギー」を中心とした具体的な取り組みに向けて検討を進めてまいります。

ごみの減量化とリサイクルの推進については、私たちの良好な生活環境を保ち、循環型社会を考える上で大変重要な課題です。平成27年度に策定した一般廃棄物処理基本計画などを踏まえ、今まで以上に取り組みを進めてまいります。

全道的に問題となっているエゾシカの増加による交通事故や農林業被害に対しては、今後もエゾシカの個体数調整を目的とした捕獲体制を構築していくため、銃器免許取得希望者に対する支援を実施し、高齢化・減少傾向にある狩猟者の新たな担い手の確保に努めてまいります。

また、アライグマ等の外来生物に対する環境への影響は、本町でも大きな問題となっていることから、アライグマ捕獲体制の強化・充実を図るため、講習会の実施により捕獲従事者の増員を図ってまいります。

有害鳥獣等処理施設につきましては、今後も狩猟者や委託先との連携を強化し、有効な施設の運営を進めてまいります。

#### 2つ、産業振興・地域経済の活性化と社会資本の整備。

##### <農林業を基本に据えた活力ある産業の創造>

本町の基幹産業である酪農業は、生乳出荷戸数の減少により国内では慢性的な生乳不足の傾向にあることから、生産調整の心配もなく、乳価についても比較的高値で推移している現状にあります。

一方で、TPP交渉の大筋合意による将来的な影響が不明瞭なため、酪農の将来性に不安を抱く農業者が多く、永続的な酪農経営の維持が懸念される状況にあります。

本町においても、農家戸数の減少が見込まれていますが、近年は、経営移譲された青年

農業者や経営に参画している農業後継者が増加傾向にあり、さらには新規参入を目指す酪農研修生の受け入れなど、本町における酪農経営は新たな世代へと受け継がれていく状況にあります。

このような若い世代の農業者の可能性を高めるとともに、既存農業者の経営の安定化や農業経営の第三者継承を円滑に進めるため、本年度より「中頓別町酪農振興支援条例」による新たな制度をスタートさせ、規模拡大に向けた施設整備の支援や施設整備の改修、後継者が経営移譲を受けた場合の優遇措置、第三者へ農場を譲渡する際の協力金等により、本町の酪農業の活性化を図ってまいります。

また、自然環境に恵まれた土地資源の有効活用を図り、良質な粗飼料を確保するため、畜産担い手育成総合整備事業による草地整備改良事業を継続してまいります。さらに耕作放棄地の発生防止と地域の共同取り組み活動を推進する中山間地域等直接支払交付金事業と、集落の多面的機能の維持・増進を進めるため多面的機能支払交付金事業を継続し、農地の有効利用を図り、土地基盤に立脚した農業経営を推進してまいります。

国では、意欲のある担い手農家へ農地の集積を進めるため、農地中間管理事業を本格化するとともに、経営所得安定対策などの施策を講じておりますが、本町としても地域の実情を勘案した上で必要となる事業を実施してまいります。

酪農家の労働力や機械力不足の低減を図り、良質粗飼料の確保と生産コストの低減等の経営の合理化を図るため、コントラクター利用組合やTMRセンター、堆肥センター、受託組織への支援や町営牧場における育成牛等の預託業務や酪農ヘルパー制度の維持等、農業者の経営の安定化と生活の向上に対する支援を継続してまいります。

町農業担い手育成センターが実施している酪農研修受け入れ制度により、本年度におきましても1組の研修生が経営を開始する見込みであり、今後も新規参入希望者の誘致と、農家子弟の後継者や地域農業の担い手の育成に向けた研修等の実施について、農業関係機関と連携を図り推進してまいります。

『牛乳等地域の生産物を活用した6次産業化推進検討会』においては、地域で生産される牛乳を地域内で活用できる体制の整備を検討してまいりましたが、本年度においては農業体験交流施設の設備を活用し、小規模乳処理プラントとして許可申請等を進め、地域内での利活用や特産品の開発に向けた試験研究を進めてまいります。

森林・林業を取り巻く情勢は、外国産の安価な木材の輸入拡大等により依然として厳しい状況ではありますが、道内では木質系資源を活用したボイラー等の導入や発電施設の整備計画が進められるなど、徐々にではありますが、需要が広がり始めている状況にあり、本町としても木質系資源を活用した事業の導入について今後検討してまいります。

森林は、環境保全や水資源の涵養等多面的な機能を有しており、計画的な整備が必要です。このため、町有林の計画的な施業や民有林の無立木地の解消、育林への支援を継続してまいります。さらに、小頓別地区での林道整備に向けた計画策定を今年度から進めるとともに、今後も計画的な林道や作業道の整備に努めてまいります。

また、森林整備の担い手である森林作業員の就労の通年化を支援するとともに、森林所有者の把握に努め、適切な施業の助言や情報を提供し、森林の集約化・作業の効率化を進めてまいります。

商工業の振興では、アベノミクスの効果も停滞している感が否めず、本町においてはなお一層の厳しさを実感せざるを得ない厳しい状況となっています。

こうした中であっても、町商工会では、将来の商工業振興策としてのマスタープランを平成26年度に策定し、現在、懸命な努力を行っており、町といたしましても「プレミアム商品券発行事業」を継続して支援し町内における購買力の向上を図るとともに、地域が一体となった地域経済の振興に取り組んでまいります。

このため、既存事業者の経営の安定化や後継者への支援対策、事業所等の第三者継承を円滑に進めるため、本年度より「中頓別町商工業振興支援条例」による新たな制度をスタートさせ、新規事業等の実施に向けた施設整備の支援や施設・設備の改修、後継者が経営移譲を受けた場合の優遇措置、第三者へ事業所等を譲渡する際の協力金の交付等により、本町の商工業の活性化を図ってまいります。また、従来どおり中小企業振興資金融資事業等も引き続き継続してまいります。

国においては観光が我が国の力強い経済を取り戻すために極めて重要な成長分野として「観光立国」を目指す取り組みが進められ、北海道においても同様に重点政策に位置づけられています。既に急速に成長するアジアを初めとする世界の観光需要が取り込まれており、さらに伸び続けていく期待が持たれているところです。

しかし、町としてはそうした流れを引き寄せるには至っておらず、観光入り込み数も停滞した状況が続いています。平成27年度から着手した観光振興計画の策定に取り組み、観光が地域経済の活力を取り戻す核となれるよう、農商工などとの連携を進めながら観光受け入れ態勢の充実を図ってまいります。特に、ピンネシリ温泉の運営については当面の収支改善に向け町も主体的にかかわっていくとともに、懸案となっている敏音知地区観光関連施設の有効な運営のあり方や、町全体の観光事業のあり方についてより具体的な検討を進めてまいります。

#### <快適に暮らすことができる生活環境の整備>

JR天北線廃止に伴い平成元年から運行してきた天北線代替輸送バスが、ことし10月から大きく見直され中頓別町から音威子府の区間が廃止されるとともに、その代替交通手段としてJR特急接続に向け猿払村から音威子府の区間で乗り合いタクシーを運行するということが今計画の検討がなされているところであります。このことは、これだけでは利用者の利便性を損なうだけでなく、地域の疲弊感や将来への不安を感じる結果につながっています。

こうしたことを踏まえ、本町としては、関係3町村で今後も協議を進めることはもちろんですが、町独自で地域公共交通の見直しに取り組んでまいります。利用する町民本位で地域生活交通のあり方やその方向性について根本から検討していくとともに、町民が安心

できるコミュニティー交通の実現を目指してまいります。

町民が安全に安心して快適に暮らすことができる生活環境をつくるため、本年度も町道の整備を初め、老朽化が進んでいる橋梁、町営住宅、上下水道施設の修繕や改築を実施してまいります。

町道では、あかね2号線が完了したことに伴い、新規事業として中頓別駅向線の整備に着手いたします。

住宅では、住宅不足の解消を図るため町の助成制度を活用した民間アパートの建設促進などを図るとともに、定住促進に向け持ち家の建設に対する助成の拡充を検討してまいります。公営住宅については、計画的に修繕を進めて住環境の改善を図ってまいります。

また、廃屋化した建築物などの解体撤去に対する助成制度を継続してまいります。

### 3. 保健医療福祉の充実と安全安心な暮らしの保障

＜誰もが健康で安心して暮らすことができる保健・医療・福祉の充実＞

著しく少子・高齢化が進む中、子供からお年寄りまで、全ての町民がいつまでも安心して安全に暮らすことができるまちづくりを基本に、健康づくり、地域医療の確保、高齢者や障がい者等に対する福祉、その他諸施策を総合的に推進してまいります。

地域福祉では、社会福祉協議会との連携を強化して町民一人一人の課題や悩み、困難に向き合える体制づくりを進め、全ての町民が思いやりの心を持ち、助け合い支え合う地域づくりを推進してまいります。

成年後見制度の活用や、地域での見守り体制のさらなる充実を図るとともに、サロン活動の推進等、「町民が集える場の提供」を進めてまいります。また、除雪サービスの新たな仕組みを検討し、平成28年度から町民の方々の要望に応えられるよう対策を講じてまいります。

高齢者福祉では、引き続き後期高齢者見舞金、福祉ハイヤー、病院患者輸送、温泉入浴助成等の事業を継続してまいります。

障がい者福祉では、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有し、個人の尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、きめ細やかにニーズを把握するとともに、関係機関、障がい者福祉施設、相談支援事業所など連携し、障がい福祉サービスの充実を図ってまいります。

平成28年度においては、精神疾患の支援等について学びの場を設け、障がいがあっても地域で自分らしい生活が営むことができるよう支援してまいります。

介護保険では、新たな地域ケアシステム構築に向け、さまざまな支援に速やかに対応できるように、関係機関との連携を深め体制の整備を進めてまいります。また、「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」への移行に向け自治会やボランティアなどと連携し、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの構築を図ってまいります。

特別養護老人ホーム長寿園については、南宗谷福祉会がその運営体制の強化と入所者へ

のサービスの向上を図っていくことを基本として、既に策定された計画に沿って増改修事業を支援してまいります。

また、福祉施設等で人材の確保が困難となっている状況を踏まえ、福祉施設従事者の養成と資格取得を目的とした新たな助成制度を創設し、社会福祉施設等を支援してまいります。

保健予防では、昨年度策定した第2次「健康なかとんべつ21」の理念を推進し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、生活習慣病の予防、栄養・食生活、運動、歯・口腔の健康、心の健康など取り組みを進めてまいります。個別の課題解決のために家庭訪問、個別相談の充実を図るとともに健康づくりセミナーなど町民が健康を学ぶ機会を継続し、町民の健康づくり活動をより積極的に支援してまいります。

また、平成28年度より北海道全域が定期予防接種に位置づけられた日本脳炎予防接種対象となる期間に接種できるよう、勧奨してまいります。

がん検診につきましては、「がん検診推進事業」、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に取り組み、重点的に大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の普及啓発に努めてまいります。

国民健康保険では、平成27年度策定した「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき保健事業を展開してまいります。特に特定健診・保健指導など被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防に取り組むことで、脳血管疾患・虚血性疾患・糖尿病性腎症の発症を減らすことを目指してまいります。医療費の伸びを抑え安定的で持続可能な国民健康保険の事業運営を進めてまいります。

また、平成30年度から実施される新たな国民健康保険制度の円滑な実施・運営に向けて協議を進めてまいります。

町国保病院につきましては、昨年度は2人目の常勤医の確保ができませんでしたが、週2日半ご協力をいただける非常勤医により対処してきました。引き続き、常勤医及び非常勤医の確保、診療科拡充に向けた応援医師の確保に努力してまいります。

昨年度増築いたしましたリハビリテーション室による通所リハビリや訪問リハビリを開始すべく理学療法士や作業療法士の確保を進めるとともに、昨年度から開始しました訪問看護の拡充を目指し不足している看護師の確保にも積極的に取り組み、在宅医療の充実を図ってまいります。

また、築33年が経過する病院施設の大規模な改修や消防法改正によるスプリンクラーの設置及び計画的な医療機器等の更新に着手します。

#### <安全な町民生活を支える体制、対策の確立>

いついかなる災害に遭遇するのかは予想できるものではありませんが、近年、当町においても集中豪雨による警戒対応の機会が増加していることから、一層関係機関との密接な連携による定期的な防災訓練を行ってまいります。特に、防災・減災対策は、地域住民との連携が重要であることから、日常的な啓発活動の推進により一層努めてまいります。

町民の皆さんのとうとい命が悲惨な交通事故で失うことのないよう、また、子供やお年寄りを中心に町民の方々が犯罪に巻き込まれることがないように、警察や町生活安全協会等の関係機関としっかり連携して意識啓発や交通・防犯活動に取り組んでまいります。

近年、生活環境や住環境の変化により、火災・救助を初めとした災害事案が特殊化・複雑化してきており多様な対応が必要となってきました。

こうした事案に対応するため、本年度は、消防大学校及び北海道消防学校に職員を派遣し、部隊・組織運用、指揮理論、防災・特殊災害対策など高度な知識と技術を習得させ、災害対応体制の確立を目指してまいります。

本町は、高齢化率37%を超え災害時要援護者とみなされる高齢者世帯が年々増加傾向にあることから、火災発生の未然防止、焼死事故防止対策として、年間を通じ防火査察・防火講習を実施するとともに、住宅用火災警報器100%設置を目指した促進活動を展開し、火災のない住みよい安心安全なまちづくりに努めてまいります。

今日の救急業務は、生活習慣の変化に伴い疾病構造が多様化する中、救命率向上という時代のニーズに応え救命処置の範囲が拡大され、救急救命士はもとより一般救急隊員も以前にも増してより専門的な知識と技術が求められていることから、本年度は「気管挿管認定資格者」「特定の拡大処置が行える資格者」を養成し、救急救命体制の確立を一層推進してまいります。

また、救命率向上の鍵は、地域住民の方々による応急手当が不可欠であることから、引き続き救急講習会を随時開催し、町内17カ所に設置されているAED（自動体外式除細動器）の使用方法など応急手当の普及啓発活動に努めてまいります。

#### 4 子育て支援、教育の充実

<健やかでこころ豊かな子どもを育てる環境づくり>

子ども・子育て支援事業計画を基本とし、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、保健福祉課、教育委員会、認定こども園と連携を強化し、地域の子育て支援の充実を図ってまいります。

総合的な子ども・子育て支援の拠点づくりを進めるとともに、保育時間の延長、ファミリーサポート事業などサービスの拡充を図ってまいります。また、子供の貧困や虐待に対する問題を見逃すことがないように、必要な体制を構築してその対策にも取り組んでまいります。

妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行い、全ての子供の健やかな成長とその家族を応援します。

平成27年度で不妊治療費の一部助成を始めていますが、28年度からは同治療に対する交通費のほか、妊婦健康診査に対する交通費助成を創設し、妊娠を望むご夫婦の経済的な負担軽減を図り安心して通院できるよう支援し、新たな命の育みを応援してまいります。

子供たちは、未来からの留学生であり、宝であり、希望です。社会が急激に変化する中、グローバル化への対応や少子高齢化による社会活力の低下など、多くの課題が生じていま

す。

このような社会情勢を念頭に、変化の激しい時代を生き抜く子供たちに基礎基本をしつかりと身につけさせ、思考力や判断力を磨き、主体性を持って多様な人々と協働するとともに、みずから手で人生を切り開く力をつける教育活動を推進してまいります。

小学校や中学校では、土曜日の授業を実施して、学力の向上や生活習慣の改善に努めます。また、フッ化物洗口をこども園や小学校で実施して、口内環境改善を図り、虫歯ゼロを目指します。

さらに、昨年度までの放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体化した放課後子どもプランの推進を図り、学習や各種体験活動を行い、放課後や長期休業中の適切な時間の活用を支援してまいります。

そして、子供たちにレベルの高いスポーツや文化芸術を目の当たりにする「夢と希望！感動体験」事業を進め、健やかで心豊かな子供を育てる機会の創出に努めます。

なお、小中学校を初め、スキー場や町民センター、町民体育館など、教育関連施設の整備についても具体的な検討を進めてまいります。

#### <生きがいとまちづくりを支える社会教育の推進>

町民の皆さん一人一人が生きがいとゆとりを持ち、潤いのある生活を送るためには、自由に学ぶことができる場や機会の充実を図ることが大切です。

体力向上や健康増進を図る多様な取り組み、各種スポーツ教室や町民スポーツ大会の実施、主体的な創作活動や日常的な文化芸術活動の奨励、それらの成果を発表する町民文化祭の開催等、生きがいやまちづくりを支える社会教育の一層の充実を目指すべく、教育委員会と十分な連携を図ってまいります。

#### 5. 町民主役の町政運営

##### <情報の共有と町民参加によるまちづくりの推進>

町政への理解と信頼関係を深めるためには、情報の共有は不可欠であり、町民の方々が行政により一層関心を持っていただけるよう広報紙面の充実と効果的な情報の提供に努めてまいります。

町ホームページは、行政の情報発信手段として、また、町民生活の向上に今や重要な役割を担っていることから、町内外に対してよりわかりやすい情報提供となるよう努めてまいります。また、引き続き町民の方々の生の声を聴く機会となる広聴活動を積極的に取り組んでまいります。

今年度は、平成11年以来となる町の概要や魅力、そして基本的な統計情報をまとめた「町勢要覧」を作成し、町の魅力の再発見の機会として多くの方々に広く提供してまいります。

また、行政では多くの情報冊子や新聞を取りそろえていることから、町民の方々にも自由に閲覧していただけるよう、町民ホールに書棚等を設置してまいります。

##### <創造的な自治体改革の推進>

自治体財政の健全度を示す財政健全化判断基準の一つである実質公債費比率（3カ年平均）は、平成26年度決算において、前年度の12.4%から8.6%まで引き下げることができました。

平成26年度単年度比率では5.5%となり、平成27年度財政健全化比率は4.9%（単年度比率1.8%）となる見通しであります。人口減少対策など積極的な施策の推進を図りつつも、見通しがきかない将来の財源に依存することがないよう財政の健全化を維持し、身の丈に合った財政運営を進めてまいります。

また、本町は、自主財源が極めて乏しく、地方交付税に依存せざるを得ない財政運営を余儀なくされており、地方財政計画に基づく交付税額の減少が見込まれることから、最少の経費で最大の効果が得られるよう予算の執行に努めてまいります。

さらに、平成29年度から始まる公会計新統一基準に向けた準備やシステムの導入等の取り組みを行います。

今後の行政運営における大きな課題の一つに公共施設等の老朽化問題があることから、町有施設について、長期的な視点を持って、更新・修繕・長寿命化等に向けた基本方針を示す「公共施設等総合管理計画」（仮称）を今年度中に策定してまいります。

今年1月からスタートしたマイナンバー制度を推進していく上で、地方自治体における高度な情報セキュリティ対策が求められていることから、確実に対応してまいります。

また、今年度から本格的に運用されることとなる人事評価制度を確固たるものとするため、制度の運用支援を図りながら職員の公務能率の向上に努めるとともに、役場窓口における職員対応のあり方について、改めて研修する機会を設け、職員の窓口対応の向上に努めてまいります。

これまで慎重な対応をとってまいりましたふるさと納税についてであります。本来の趣旨を尊重しつつも、より前向きに対策を進めてまいります。平成28年度では、宣伝方法や返礼品などをどうするかなどについて検討しながら、特産品の開発や掘り起こしにも取り組み、納税額の増額に向け創意工夫をしてまいりたいと考えております。

以上、平成28年度の基本的、重点的な施政方針を申し上げます。

町民の皆様並びに町議会議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） これにて平成27年度町政執行方針は終了しました。

#### ◎平成28年度教育行政執行方針

○議長（村山義明君） 日程第2、平成28年度教育行政執行方針を行います。

教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（田邊彰宏君） おはようございます。平成28年度教育行政執行方針について

申し上げさせていただきます。

平成28年第1回中頓別町議会定例会の開会に当たり、中頓別町教育委員会の所管行政にかかわる主要な方針について申し上げます。

子供は、未来からの留学生であり、希望であり、宝です。

今日、社会が急激に変化する中で、グローバル化への対応や少子高齢化による社会活力の低下など、多くの課題が生じてきています。

教育基本法は、「教育は人格の感性をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と、その目的を明確にしております。

この目的を踏まえて、町民の信頼と期待に応えるために必要な教育環境を整備して、教育の質を高めていくことは教育委員会の使命と考えます。

地域の人口の減少や産業構造の変化など、大きな課題があろうとも、未来を担う子供たちが生き生きと学び、たくましく成長することができるよう、学力や体力の向上、教育環境の整備など、学校教育の充実に努めてまいります。

また、町民一人一人が生きがいと潤いのある人生を過ごすため、芸術文化やスポーツに親しみ、主体的な生涯学習や運動を通して、活力ある地域社会づくりに結びつく教育行政を推進してまいります。

本年1月の総合教育会議で「中頓別町教育大綱」が策定されました。この大綱の4つの柱、中頓別町総合計画や教育推進計画にのっとり、平成28年度の教育を推進してまいります。

それでは、主な重点施策について、申し上げます。

柱1は、「社会で生きる実践的な力の育成」についてです。

このことに係り2点申し上げます。

1点目は、確かな学力の育成です。

全ての子供たちが社会で自立するためには、確かな学力を身につけさせなければなりません。そのためには、授業改善と家庭学習習慣の確立が必要です。

教員は、今までの実践に自信と誇りを持つとともに、変えるべきところは思い切って変えるという柔軟性を失うことなく、授業改善に臨むことが求められます。子供たちが理解できる喜びのある授業を目指し、日常的な授業見学や教員の授業力向上を図る研修を進めてまいります。

また、小学校では生活リズムチェックシート、中学校ではプランシートを活用して「早寝・早起き・朝ごはん」等の望ましい生活習慣の確立に向けて、保護者と共通認識を深めてまいります。そして、教育支援を必要とする子供のニーズに応じた支援員の配置を継続してまいります。

今年度から、小学校で5回、中学校で7回、土曜日授業を実施する予定でございます。午前中に通常の授業や特別活動、学校行事等を実施して、授業時数の確保はもちろん、見

児童生の学力向上や望ましい生活習慣の確立に努めてまいりたいと思います。

2点目は、豊かな心と健やかな体を育む教育です。

子供たち一人一人が、お互いを尊重して、ともに支え合いながら成長していくためには、学校や家庭・地域が連携しながら、心身の健やかな発達と調和のとれた児童生徒を育成する教育を進めることが必要です。

小中学校においては、規範意識や自己肯定感、命を大切にする心や思いやりの心、豊かな人間性や社会性を育むため、そのかなめとなる道徳教育の充実に努めてまいります。

また、校内外での日常的な挨拶の励行や学校での教育活動全てが道徳教育であるという考え方を浸透してまいります。

いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものと認識します。学校において、一定数のいじめが認知されることはある意味自然と考えます。

学校教育には、児童生徒一人一人の言動や動向に注意を払うことが強く求められています。いじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解消に組織として取り組む指導体制の充実に努めてまいります。

平成27年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、中頓別町の子供たちは、全国平均に届かない状況が見られます。

体力は健康の維持だけではなく、意欲や気力など精神面の充実に大きくかかわるものです。骨太でタフな子供たちの育成を目指すべく、運動に親しむ資質や能力、体力を培う体育の授業や学校行事の充実に努めます。

また、子供たちに、栄養教諭を活用した食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせる授業を行うとともに、安心・安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。

さらに、フッ化物洗口を認定こども園の年長組、小学校1年生から6年生まで実施して、歯の健康を意識させるとともに虫歯ゼロを目指します。なお、平成29年度から中学校でも実施する予定です。

柱2は、「信頼される学校の構築と教育環境の整備充実」についてです。

このことに係り2点申し上げます。

1点目は、信頼される学校の構築です。

学校教育の成否は、子供たちの教育に直接携わる教職員の人間性や指導力によるところが大きく、時代の要請に応じて、継続的に教職員の資質や能力の向上を図ることが必要です。

そのためには、教職員には、教育公務員としての自覚のもと、法令遵守はもちろん、道教委が実施する各種研修会等に参加し、アクティブ・ラーニングの意義を深く理解するなど、みずからの資質の向上に努め、子供たちや保護者の負託に応えることが必要です。

また、認定こども園と小学校、小学校と中学校が子供たちの情報や意見交換を行い、小1プロブレムや中1ギャップの未然防止を図り、スムーズな受け入れを進めてまいります。

そして、学校の情報を積極的に学校だより等で発信するとともに、児童生徒や保護者、地域の声に耳を傾ける学校評価の実施と結果の公表を行います。

将来的には、小学校、中学校ともにコミュニティー・スクールの導入を目指すとともに、学校教育の改善に努め、地域に開かれ、より信頼される学校となるよう指導してまいります。

2点目は、教育環境の整備充実です。

学校施設等の整備充実については、実物投影機やパソコン、タブレット端末等を用いたICT教育の推進等、時代に応じた教材や備品、安全で安心な教育環境の整備に努めます。

また、教育関連施設は、学校教育や社会教育を推進する上で欠かすことのできない施設であり、町民の活動拠点としても、重要な役割を担っております。

このような中、中頓別町の教育関連施設は、経年劣化や老朽化が進み、大規模な改修やリニューアルが必要な状況です。特に、小学校の大規模改修、中学校の防寒対策、スキー場リフトの更新等は、喫緊の課題であり、速やかな対応が必要です。

将来の人口の推計資料をしんしゃくするとともに、今後の教育関連施設の整備方針を検討して、可能なものから速やかに実施してまいります。

柱3は、地域の教育力の向上と生涯学習の振興についてです。

このことに係り2点申し上げます。

1点目は、地域の教育力の向上を図ることです。

地域の人材を活用した学習支援や通学路の見守り活動等は、子供たちの健全な成長に結びつくとともに、地域の大きな教育力となります。

先ほど町長からも申し上げられましたが、昨年までの放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体化して、「放課後子どもプラン」を推進いたします。地域の人材を活用した職員（指導員や支援員）を配置して、自学自習を基本としますが、その日の授業を振り返る学習や読書、英語教室、運動やスポーツを行います。

また、自然体験や生活体験等の活動も行います。放課後や長期休業中の適切な時間の活用を図り、子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進してまいります。

そして、中頓別町郷土資料館は、中頓別の自然や風土、歴史や文化に関する貴重な資料等が多数展示されています。この資料館を活用したふるさと学習や体験学習に努めてまいります。

2点目は生涯学習の振興です。

生涯学習の振興は、幼年期から高齢期まで、それぞれの段階に応じて、最初の一步から継続して学び、楽しく、生きがいを感じて生活することにより、町民同士の相互扶助、地域コミュニティーの醸成、活力ある地域づくりの一助となるものと認識しています。

そのためには、「いつでも、どこでも、だれでも」が教養や趣味など、やってみたいことに挑戦して、みずからの人間性を高め潤いに結びつく、多様な学習や機会の設定に努めてまいります。

青少年柔剣道場にある図書室は、町民が生涯にわたって知的情報が自由に得られ、いつでも気軽に利用できる場として、町民にとっては、なくてはならない生涯学習施設です。

このため、図書室サービスの充実を目指した環境整備や蔵書の拡充に努めるとともに、幼児を対象とした「ブックスタート」や「読み聞かせ」事業、図書室まつりなど読書に親しむ活動を推進してまいります。

また、図書室職員を小学校に派遣して、学校図書館の整備や利用の促進、広報活動を行い、校内の読書環境の充実を図り、本が大好きな子供たちを育ててまいりたいと考えております。

柱4は、文化芸術・健康づくりとスポーツの振興についてです。

このことに係り3点申し上げます。

1点目は文化芸術の振興です。

誰もが、芸術のすばらしさを実感して生活の中で潤いと感動が得られるよう、身近に芸術文化に親しむことのできる環境づくりを進めることが重要です。

昨年の町民文化祭では、倉本聡さんの講演を初め、高校生と中学生の吹奏楽のコラボ、展示作品等は、町民の皆様から好評を博しました。絵画や書道、生け花、写真、標本等の展示を初め、ピアノ演奏やカラオケ、詩吟等、日ごろの練習の成果を町民に発表する場は、文化芸術の普及に大きな力となります。

今年度も引き続き、高校生（稚内高校、浜頓別高校）に出演を依頼していますので、多くの町民の皆様のお来訪を期待しております。

また、各種文化芸術活動を支援するとともに、文化協会との連携を図り、町民の文化芸術の振興に努めてまいります。

2点目は健康づくりとスポーツの振興です。

心身ともに健康で豊かな生活を送ることは、全ての町民の願いであり、幸せを実感できるものです。スポーツを通じて、町民が健康で豊かな生活を営むためには、ライフステージに応じたスポーツ活動の振興と地域のスポーツ環境の整備が必要です。

そのため、地域の特性を生かした四季折々のスポーツを推進するとともに、いつでも誰でも気軽にできるニュースポーツの発掘に努めます。

さきに申し上げましたが、本町の子供たちの体力・運動能力は、全国平均に届かない状況が見られます。これは、生活習慣等さまざまな要因がありますが、改善策として、体を動かすことが大好きな子供たちを育成することが何よりも認識します。

体育の授業の充実はもちろん、児童生徒に運動の楽しさを伝えるスポーツ教室や大会を実施します。また、指導者の養成や指導力の向上に努めてまいります。

なお、町民駅伝大会については、町外からの参加も含めて、参加チームの拡大を目指すことを検討しております。

3点目は、「夢と希望を！感動体験事業」の実施について、申し上げます。

この事業は、保護者や家庭は、「いつの時代であっても、社会背景に影響されることな

く、子どもたちが、たくましく成長して力強く人生を歩んで欲しい」と願っている。この感動体験は、子供たちの未来の糧となり、子供たちの「生きる力・生き抜く力」を育む一助となる。この2つを目的としてございます。

財源は、「未来を担うこどもの健全育成と教育の基金」を充当します。対象事業は、劇団四季や札幌交響楽団等の舞台芸術、日本ハムやコンサドーレ等のスポーツ観戦、動物園や博物館等の施設見学、陶芸やガラス工芸等の物づくり体験を模索しております。

今年度は、試行的に中学校3年生の希望を踏まえ、修学旅行を活用する予定です。中学生に、本物の、レベルの高い、プロの芸術やスポーツ等に浸る時間を創出してまいります。この感動体験が、一人一人の今後の人生の大きな糧となることを大いに期待しております。

以上、平成28年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町民の皆さん並びに町議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成28年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（村山義明君） これにて平成28年度教育行政執行方針は終了しました。

ここで10分ほど休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第3、一般質問を行います。

今定例会では7名の議員から通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号5番、細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号5番、細谷でございます。中頓別町も3月に入り大分寒さも緩み、春近しと感じる時期になってまいりました。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。私からは、きょうは18歳選挙への町の取り組みはと子供たちの社会参画について、2点ほど質問させていただきます。行政側の誠意あるご答弁と町民目線での真摯な議論を求めていきたいと思っております。

それでは、1点目の質問の18歳選挙への町の取り組みはについてお伺いをいたします。若者が政治や選挙に関心が薄いことは既に知られているが、ことしの参議院選挙から若者の政治離れに歯どめをかけようと選挙権が18歳に引き下げられる。本町でも高校在学中である若者が新たに有権者になる。本来選挙管理委員会が取り組むべき事案であるが、政治への関心、投票の意義を理解してもらうことは今後のまちづくりにも大きなかわりが

あると考えるので、町としての取り組みを伺う。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） それでは、私のほうから細谷議員の18歳選挙権への町の取り組みについてご答弁を申し上げたいと思います。

基本的には、選挙管理委員会が取り組むべきことは取り組んでいるという前提のもとにお話をさせていただきたいと思います。若者の政治への関心や投票の意義を理解してもらうことは、大変重要なことと理解しておりますが、地元で高校がない中でこれまで検討してきておりませんでした。直接的に取り組むことが必要か、またそれができるかどうかを含め選挙管理委員会、当町の子供たちが多く通う浜頓別高校などの取り組みを踏まえながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、せっかくの機会ですので、ここで少しでも日本における選挙権について振り返ってみたいと思います。日本で初めて選挙が行われたのは、大日本帝国憲法が制定された1889年、明治22年でした。その翌年に民主化の第一歩として衆議院議員選挙が行われましたが、この選挙で投票できる人は直接国税を15円以上納めている満25歳以上の男性に限られていたため、全人口の約1%、45万人にしかすぎない上に投票方法が記名式だったので、誰が誰に投票したかがわかってしまう仕組みでした。しかし、こうした選挙権制度に対しての批判が多く、少しずつ制度が改正されました。1925年、大正14年に25歳以上の全ての男性が選挙権を持つことができるようになったのですが、女性が選挙権を持つことはできませんでした。1945年、昭和20年、第2次世界大戦が終わり、長い長い歴史を経て満20歳以上の男女、全ての日本国民が選挙権を持てるようになり、ことしの参議院選挙から若者の政治への参加意識を高めるために選挙権が18歳に引き下げられます。

日本での選挙権年齢の引き下げは、70年ぶりとなっておりますが、既に世界の約9割以上の国、地域では18歳に選挙権が与えられております。特に先進国では、日本以外の全ての国、OECDでも日本と韓国以外の全ての国で18歳に選挙権が保障されています。さらに、オーストリアでは16歳以上に選挙権が付与されており、イギリスなども18歳から16歳に引き下げの議論が今行われております。

また、日本では新たに選挙権を得る18歳、19歳は現役高校生3年生を含めて全国で約240万人で、これは全有権者数の約2%に当たり、若者の声を政治に反映することは大きな意義があり、我が国が抱える政治課題は若者の未来と直結しており、将来の施策についても彼らの声に耳を傾けていかなければならないと私は思います。そこで、伺いますが、この18歳以上への選挙権拡大を受け、中頓別町においても次期の町長選、町議会選挙から18歳選挙権が適用されることとなりますが、今回の年齢改正によりことしの参議院選挙で中頓別町では新たに対象となる有権者数はおおむねどれぐらいなのか伺います。

また、中頓別町の有権者全体の何%に相当するのか伺います。

さらに、若い世代を含め、一人でも多くの有権者が投票しやすい環境を整備するため、これまでの制度では3カ月以上現住所に住んでいなければその市区町村の選挙管理委員会が作成する選挙人名簿に登録されず、投票できなかったが、今回の選挙権年齢18歳の引き下げにより進学や就職で引っ越す多くの若者が投票できなくなる投票権の空白の問題を解消するため、18歳から19歳の若者が転居してから3カ月未満で公示、告示された選挙権を迎えても旧住所で3カ月以上住んでいれば旧住所の自治体の名簿に登録され、投票ができるようになりました。そこで、伺いますが、このような選挙人名簿の登録制度の改正法は、選挙に無関心な若者たちには余り関心が湧かないと思いますが、町としてどのような形で若者たちに周知徹底するのか伺います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目の対象者でありますけれども、現在浜頓別高校の新3年生となる子供さんは、中頓別町内では10名おります。うち、もし7月の20日に参議院選挙が行われるとした場合、それまでに選挙権を有する者は4名ということになります。よって、今の町の選挙人の数はおおむね約1,600名ですので、0.2%程度ということになります。

それから、2点目の周知の関係であります。今議員がおっしゃられたとおり現在の制度でいきますと浜頓別高校を3月に卒業された方は7名おります。この方が町内に残る分については問題ないわけですが、町外に出ていったときにその辺の周知ということではありますが、これについては選挙管理委員会の中でもまだ議論は行っておりませんので、今後選挙管理委員会の中で十分議論した上で、その周知方法については対応していきたい。よって、3カ月要件を要件とせずとも、この方々には選挙権が有するわけですので、当日の通知のはがきは町内のもともとの住所に行くということに多分なるのだろうというふうに思いますので、その辺についても選挙管理委員会の中で十分議論した上で周知徹底を図るということに努めていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

再々質問では、学校での主権者教育について教育長に伺いたいと思います。今回の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられるが、小中学校においては社会や地域の課題を自分の問題として捉え、主体的に政治にかかわる意識を醸成する主権者教育に積極的に取り組む必要があると私は思います。主権者教育を学校で行うことは、政治に関心を持つ最善、最大の機会となり、それにより社会の課題に接し、向き合うきっかけになれば、いずれ社会の一員としての自覚が生まれていくと思います。私は、学校教育の中で一つの柱として位置づけ、今後有権者としての意識を育む教育がきちんとなされたならば、若者の政治離れに歯どめをかける効果が期待できると思います。そこで、伺いますが、数日前の新聞にも選挙に関する授業を小学校からしてほしかったと

いう札幌市の高校3年生のコメントや札幌市の小学校の教員が社会科の国の政治の仕組みについて考える授業で、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法改正を報じた北海道新聞の記事のコピーを全員に配り、一定の手応えを得たとの記事が掲載されておりました。子供たちが人生で初めての選挙権に参加するに当たり、大人が教えたことばかりでなく、子供たちがわからないことや考えていること、知りたいことを聞く機会を持つことも政治を身近に感じる取り組みとして有効と考えます。平成28年4月4日木曜日、日刊宗谷版にも稚内大谷高校で出前講座、選挙の仕組みを学ぶという記事が掲載されていました。私は、今後小中学校においても実際の国政選挙を用いた模範投票などの経験を通じての実践的、体験的な指導を徹底していく必要があると思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） ただいまの細谷議員の質問に回答させていただきます。

初めに、主権者教育でございますけれども、いろんな捉え方があるかと思っておりますけれども、やはり発達段階等において主権者教育という言葉で教育するのは高校になってからであろうというふうに思います。小学校の段階では小学校6年生のときに、中学校では中学校3年生の公民の中で民主主義や議会の仕組み、政治参加の重要性、主権者としての政治参加のあり方等について、小学校のほうは小学校の言葉、中学校のほうは中学校の言葉で指導をしております。その中でご指摘にありました小学校でも選挙の仕組みを理解させるためには、模擬投票あるいは模擬選挙等、これをやると選挙というのがこういうものなのかというのはより体験的に身につくものというふうに考えます。今ここでやりますというふうには申し上げられませんが、選挙が18歳に引き下げられますので、これを機会に小学校においても中学校においても何らかの形で模擬投票、模擬選挙、こんなことを考えてもらえないのかということは小学校、中学校に申し入れをしたいと思います。

また、機会がありますれば、ここに小学生や中学の諸君に来てもらって、模擬子供議会等というようなものも開催できたら、より選挙というもの、あるいは次の質問にもありますけれども、社会参画の機会として有効に活用するのではないかなというふうに考えております。小学校からの選挙に関する早期に学習させるということ、大いに検討させてというのですか、実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 最後、ご答弁は要りませんが、議長、質問がなくても3回目は特に言っても問題ないですね。質問はだめですね、3回目は。

○議長（村山義明君） 質問はだめです。

○5番（細谷久雄君） 最後にちょっと言いたいのですが、現在日本では高齢者世代の政治インパクトが徐々に大きくなり、政治が高齢者のほうを重視するシルバー民主主義の弊害が指摘されています。18歳への選挙権年齢の引き下げをてこに、若い世代の政治影響力を拡大、増大することで日本の民主主義を立て直すことが可能になると私は思い

ます。また、小中学校においては、今ある社会科の授業などが知識注入型、仕組みや制度を覚えるだけの授業ではなく、行動につながるよう実社会と直接かかわり合う場を確保したり、シミュレーションなどの体験参加型の授業を展開するなど、社会、政治などに興味、関心を高める授業改善を進めていただきたいと思います。

以上で1点目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2点目の質問を伺います。2点目の質問は、子供たちの社会参画について伺います。まちづくりは未来をつくることであり、その主役は未来を担う子供たちです。子供たちがふるさと中頓別に魅力を感じることを基盤とし、未来のまちづくりを担う町民として自覚を持ち、社会の一員としてみずから考え、行動し、自分たちの課題を見つけ出し、それを解決するためにまちづくりに参画していくことが今後の教育では必要と思う。そこで、これまで本町では学校教育の中でふるさと中頓別の学びについて、子供たちにどのような取り組みを行ってきたのか、また今後どのように取り組んでいくのか伺う。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 子供たちの社会参画については、大変重たい課題であると私は考えております。子供たちは、小学校、中学校を中頓別町で過ごしまして、浜頓別高校を初めほかの高校へ進学してまいります。その後さらに上級学校のほうに進みますと、中頓別町へ帰省する回数は少なくなっているような感があります。

ことしの成人式には、14名の参加がありました。小中学校をともに過ごした皆さんは、当時にタイムスリップしたような感がありました。参加者のほとんどは町外で生活していますが、町外で生活をしていても、ふとこのふるさと中頓別を意識することがあると思います。

小学校、中学校でこの社会参画についての授業についてですけれども、かかわりのある取り組みについて説明します。小学校は、3年生が社会科の授業で酪農体験、牛舎内の見学、搾乳、トラクター試乗等やバターづくりを行っています。中頓別町の将来を担う子供たちに食や命の大切さを伝えながら、ふるさと中頓別の酪農の魅力を伝えています。また、郷土資料館を見学して、教育支援員の方から説明を聞き、ふるさとの自然や風土、産業、歴史等について、余り深いところまでは行かないのですけれども、檜原民之助さんというような、砂金等については学んでおります。さらに、3年生から6年生が総合的な学習の時間の中で中頓別探険隊と称しまして、中頓別町の自然、ピンネシリ岳周辺、観光、これは道の駅です。特産品、今年度はチーズということでしたけれども、これらのことについて教育支援員の方々から説明を聞いて、実際に見学をしたり、体験を行っています。ここで学んだことを3年生から6年生の児童一人一人が模造紙でありますとか、いわゆる冊子、画用紙にまとめたものをとじたものなのですけれども、冊子としてまとめ、これを子供たちや保護者、教育支援員等が見守る中で発表会を行っています。

中学校では、1年生が総合的な学習の時間で産業教育を行っています。この中で郷土資料館を活用しています。資料館の見学や本町の主産業であったでん粉工場や林業、木材に

ついて教育支援員の方から深く説明を受け、中頓別町の産業の歴史を学んでいます。中学校でも同様に学んだことを、これは発達段階がありますので、ICT、パソコン、パワーポイントを活用した発表会が行われています。

小学校、中学校ともにふるさと中頓別町の学びを意識する取り組みを行っております。今後も郷土資料館の活用や産業にかかわる体験学習等を継続してまいります。子供たちの発達段階に応じた学びや体験がふるさと中頓別の学びの醸成に結びつき、地域の将来を担う人材の育成につながることを大いに期待しています。これは私の思いでございますけれども、「故郷」という歌があります。その3番の歌詞には、志を果たしていつの日にか帰らんとありますけれども、この歌詞が志を果たしにいつの日にか帰らん、このような願いを子供たちに抱いております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

中頓別町の全ての子供たちは、その将来に大きな可能性を秘めています。子供たち一人一人がその可能性を伸ばしつつ、地域の未来を担う人材としてたくましく成長していくことは、全ての大人たちの願いであり、同時にそのように子供たちを育てていくことは大人に課された責務でもあります。子供たちが次の時代のふるさと中頓別を愛し、ふるさと中頓別の元気をつくる人材として活躍していくよう育成していくことが必要であります。

さらに、子供たちが中頓別町の一員としていろいろな地域づくりに参画することによって、子供たちも自分が成長するだけでなく、周りの大人が変化し、地域の活性化につながると私は思います。子供の特徴である固定観念にとらわれない柔軟な発想、好奇心、純粹さ、素直さ、遊び心などは地域コミュニティの再構築にとって貴重な原動力だと私は思います。

そこで、伺いますが、現代の子供たちはインターネットでさまざまな情報を入手しています。日々の暮らしと政治がつながっていることや町の仕組みがどのように決まっているかなど、子供にもわかりやすい情報提供のページを町のホームページに整備すべきと考えます。また、先ほど教育長が述べられていたように、小学校や中学校の授業で取り組まれているいろいろな中頓別町の体験学習に今後積極的に取り組み、小中学校を卒業して都会に出ていった子供たちがいつか中頓別町に帰ってきたいと思えるような愛着心や地域愛を育ていけるような学校教育を行っていただきたい。私は、中頓別町の未来を切り開く主人公は地元の未来である地元の小中学生ではないかと思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 細谷議員のおっしゃるとおりであると思います。子供は、未来からの留学生であり、宝であり、希望であるというふうに申し上げております。やはり子供たちがこの中頓別町で育って、特に小学校、あるいはこども園の段階の中でこの町はすばらしい町、この町で育ったのだということ、これが幼いときの原体験として残りますと、

中学校を卒業して町から離れていってもふるさと中頓別という気持ちは残るものだと思います。特に学校教育の中でスキー授業があった、遠足があった、マラソン大会があった、そういう原体験、これがふと都会の生活の中で苦しくなったとき、何かしら寂しくなったときに思い出させる、そういうような学校教育を育んでいきたいなというふうに思っています。そのためには、教育執行方針でも申し上げましたけれども、やはり学力の向上や生活習慣、今の自分の生活は小学校のときのあの時代があるからだというような思い出に残るといいますか、あのときがあったから今があると、そんな教育といえますか、そんな気持ちを子供たちにつけさせてあげたいなというふうに考えております。

それから、小学校や中学校で行っている体験については、これは継続してまいります、中身的には若干変化していくものだと思いますけれども、これらの取り組みを通してふるさと中頓別を愛する気持ちを醸成させていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

先ほど田邊教育長も述べましたが、私は平成23年第4回定例会で子供の目線でまちづくりをとという質問事項で、子供議会の実施について一般質問し、当時の米屋教育長から学校と協議をしながら検討したいというご答弁をいただきました。中頓別町の教育長も昨年から学校教育経験豊富な田邊教育長にかわりましたので、再々質問では再度子供たちの社会参加の一環として子供議会の実施についてお伺いいたします。

子供たちが町の仕事や議会の仕事を学んだり、子供たちの率直な目で感じる質問やふるさとのよさに気づき、ふるさとを元気にする提案をするなど、まちづくりに対する関心を高めていくことは大変意義あることと私は思います。中頓別町の未来を担う子供たちに教育の面からも自分が住む町の行政の仕組みや町政に対しても興味や関心を持たせるきっかけとして、また若い世代が政治へ参加していく意識の底上げができる可能性をきわめた取り組みとして子供議会の実施が必要と考え、提言させていただきます。

また、地域での具体的な活動を通じて、その目標に取り組むことで子供は自分は地域の中で大切にされているという意識を持つことができ、自分の住む町を居場所として感じることに繋がります。こうした取り組みには、活動を通じて子供たちが社会参加という民主主義のプロセスを実践し、学ぶことができるメリットもあると私は思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 平成23年度にも同じようなことを申し述べられたということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、やはり子供たち、特に小学生の諸君から子供夢トークといえますか、自分はこんなことを考えているのだとか、議員さんになったつもり、あるいは役場の職員になったつもりでこうしてほしいなとか、そんなことをここで、場所はここにならないかもしれませんが、子供議会的なことをぜひ実施させていただきたいというふうに考えています。小学校、中学校ともに、中学校は生

徒会役員あるいは希望者等がいればいいと思いますけれども、来てもらって、町長、それから教育長にこれはどうなのだというような形で二、三質問してくれると大変社会感覚としてはメリットがあるのではないかなと思いますし、子供の柔軟な発想の中にすばらしい意見があるのではないかというふうに考えておりますので、これについては子供夢トークあるいは子供議会、ぜひ実施させるべく、小学校、中学校のほうに私のほうから申し入れ、指導してまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、教育長の返答を聞きまして安心しました。

これで終わらせてもらいます。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

受け付け番号2、議席番号1番、佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 受け付け番号2番、議席番号1番、佐藤です。それでは、私のほうから質問させていただきます。

1つ目は、子供医療費について質問させていただきます。子供が町内の病院を受診する場合、償還払いが変更されて窓口負担がなくなりました。中頓別町以外の医療機関の取り扱いはどうなっているのか。例えば旭川医大では窓口負担はないが、受診機会が多い名寄市立病院では窓口負担をしなければならない。その基準は何か。また、改善の意向はあるのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

平成27年8月から保健医療機関で支払いを要しない現物給付ができる仕組みに取り組んできたところですが、全ての医療機関で利用できていないのはご指摘のとおりです。町としては、全ての医療機関を対象としたい考えですが、これが利用するためには相手側の医療機関にも受け入れていただく必要があります。名寄市立総合病院とは、制度導入前から協議をさせていただいていますが、現物給付の対応が進まない理由として、窓口業務を業者委託しているため、委託料等の見直しが想定されること、既存のレセプト処理のシステムの改修が必要なこと、また各市町村が同じ仕組みで医療費助成制度を運営していないことなどもあり、現時点では実現に至っておりません。今後も名寄市立病院だけでなく、その他の医療機関を含め対応していただけたところがふえるよう協議を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） この問題は、町だけでどうこうできる問題ではないのですが、本町に小児科がない以上、ほかの市町村の医療機関を受診する以外方法がないので、引き続き町長には名寄市立病院を含め現物給付ができる医療機関が一つでもふえるよう協議をしていただきたいと思います。そして、ふえた場合は町民にわかるように広報掲載やホームページに掲載などしていただいて、子育て中のお父さん、お母さんに周知できるように努

力していただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2つ目の質問のこども園の延長保育についてですが、4月からこども園の標準保育時間が11時間になりますが、延長時間は前後1時間と聞いています。現在延長保育希望者は何人いるのか、希望者がいなければ保育体制を整えないのかお伺いたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

子ども・子育て新制度において本町でも標準保育時間の11時間で認定され、延長時間は前後1時間ずつでの対応と考えているところですが、延長保育の希望は現在のところ登園時については希望がなく、降園時については問い合わせが1件あったところですが、保育体制については、こども園において保護者説明会を開催し、説明したところですが、登園時の延長保育が必要な場合は当日の職員の対応が難しいことから事前に申請をしていただき、降園時の延長保育については当日でも受け入れると、そういったような体制のもとで延長保育に取り組んでいくようにしたいという考えであります。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） それでは、再質問させていただきます。

登園時の延長については、当日の職員の対応が難しいと言われていますが、具体的にどう難しいのかを説明をお願いします。

もう一つ、延長保育の延長の申請ですが、1カ月ごとに申請なのか、または当日でも電話一本で簡単にできるのか、どのような形で申請になるのかお伺いたします。

あと、もう一つなのですが、以前保育園の先生方によっては延長保育はありませんと言われる方とありますと言われる方がおられたのですが、先生方の延長保育に対しての認知はきちんとされているのかお伺いたします。

○議長（村山義明君） 遠藤こども館次長。

○こども館次長（遠藤美代子君） 登園時になぜ難しいのかというご質問なのですが、12月の17日に保護者説明会を教育委員会、あと保健福祉、こども園等で実施をさせていただきました。その際に11時間保育を超えて延長する場合、実質7時30分から6時30分が11時間保育という形になりますが、それを超えた各1時間ずつとなると6時半から7時半までの延長という形になります。これについて当日に6時半にお願いしたいとなった場合に、その段階で職員の体制が通常7時半からの体制を整えていますが、事前の申請がない場合、その対応が6時半という形になるとちょっと難しいところもありますので、できましたら6時半にお願いする場合については事前の申請なり申し込みをお願いしたいというご協力をいただいております。ただし、その後の延長、7時半までの延長の部分については当日でもその分の対応、来てからの対応だとできるであろうという形がありましたので、その辺については保護者の方にも後の部分の降園の部分については対応はさせていただきたいという、そういったご説明をさせていただきました。

あと、申請の関係なのですが、今回の条例改正を保健福祉のほうですると思うのですが、その中に延長保育の申請書というものが入っています。そこには何月何日何時から何時まで延長をしますという、そういった申請をできるだけ事前をお願いしたいというように、そういった中身で申請書がつくられています。なので、事前にわかる場合については早目にこういった部分で申請をお願いしたいという、そういったご協力を保護者の方たちをお願いしなければならないかなというふうに思っています。

職員の認識の部分についてですけれども、この部分で保護者説明会を進めていく部分で、職員とも何度も話をしながら、共通認識に立ちましようという形では進めてきました。ただ、進める段階でちょっとした見解の違いと、あと確認の違い等につきまして、もし保護者の方にご迷惑もしくは違った形でお伝えしていたとしましたら、まず初めにそれはおわびしなければいけないと思いますが、今後このことも含めましてさらに職員とは確認をしながら、共通認識に立って、気持ちよく保護者の方たちにご利用いただけるような、そういった進め方をしていきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） それでは、再々質問させていただきます。

こども園の延長保育についてなのですが、今までこども館の標準時間が8時から夕方5時まで、それで延長時間が朝は15分、夕方30分という形でずっと長年やってきた経過があると思うのですが、今回国の変更によって標準時間が11時間にしてくださいということで、こども園のほうでも11時間対応できるように体制を整えて、先生たちも女性の方ばかりで、もちろん家のこと、家事とかもありますし、朝早く出たり、夜遅く帰ったりということで、大変になるというのはもう私も本当にそこは理解している部分で、保育園の先生方の変なところというのでもすごくわかるのですが、町長もいつも言われている子育ての充実という部分では、その11時間に対して延長保育を前後1時間ずつつけるとするのは子育て支援のすごいアピールポイントにもなると思うのです。なので、今言われている降園時の1時間保育は対応というか、しますけれども、登園時の1時間、6時半から7時半までというのはいろいろ難しいというふうに先ほどの答弁でもあったのですが、これから町外から中頓別町に移住をしてくる若い子育て世代の方たちのためにも、降園時の延長保育の取り扱いと同じように登園時の1時間もいつでも受け入れ可能ですよというふうな形をぜひ確立していただきたいと思うのですが、その辺教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私のほうからご答弁をさせていただきたいと思えます。

佐藤議員がおっしゃるように、本当に子ども・子育て、大切にということの基本に据えながら、先ほど遠藤園長も話しましたが、気持ちよく利用してもらおうという考え方が基本になるというふうに思っています。登園時、基本的にそこに職員がシフトに入っていないので、朝そのつもりで来たときに職員がいないという体制ではなかなか成り立たな

ということ、できればあらかじめそのことがわかっていたら対応できるということなので、その辺の事前の利用の仕方とか、そのあたりを十分に保護者の方と情報を共有していれば、そういった問題も解消ができるのではないだろうかというように思います。緊急の場合もちろんあるので、それらに対応する仕組みとして、こども園はもちろんですけども、これから制度をぜひ創設したいと考えているファミリーサポートセンター、そういったサポートも含めてより保育の問題を充実できるような体制強化を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

こども園の通園バスについてですが、9月の定例会でも質問しましたが、こども園の通園バスについて安全面からも現在のスクールバス利用から専用通園バスの必要性を申し上げました。検討の結果はどうなっているのか、4月からの新年度に向けて専用通園バスの運行はできるのかどうかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） こども園の送迎については、遠距離の園児の負担がかからない方法を検討してきています。4月からの実施に向け、できるだけ保護者の意向を反映した時間帯での送迎に対応できるよう準備を進めております。当面は、スクールバスで対応できる時間帯のところはスクールバスで、園児の安全性を確保するために補助員が同乗することで対応したいと考えております。それ以外の対応が必要なところについては、既存の車両を活用しつつ、臨機応変に対応できるよう体制を整えてまいりたいと。4月からの実施を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） それでは、再質問させていただきます。

この答弁内容には、夏休み、冬休みのことが答弁されていないのですけれども、夏休み、冬休みの学校が休みの期間のときの園児の送迎のバスについてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 申しわけありません。夏休み、冬休みもスクールバスに乗る子供はいないわけでありましてけれども、このときはこども園の送迎専用で車両を走らせるという予定でいます。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 先ほどの町長の答弁でわかりました。今までこども園の通園に関して、やっぱり遠方の方が通いにくいという現状がずっと続いていた中で、4月からこういうふうに改善していただけるというのはすごくありがたいことでもありますし、保育園の保護者の方からも大変喜ばれることだと思いますので、ぜひ4月からやっていただきたいと思っております。子ども・子育てのことに関しては、今変わりどきというか、新しい制度が

できたことによっていろいろ新しいことを始めなければいけないときに来ているときだと思ふのです。新しいことを始めるのってすごく大変なことも多いのですけれども、これからの中頓別町の未来のためにも、人口がふえる要因にもなると思いますので、大変だとは思いますが、ぜひいろいろやっていただきたいと思ふます。よろしくお願ひします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて佐藤さんの一般質問は終了しました。

続いて、受け付け番号3番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号3番、議席番号4番、宮崎です。1問目は、福祉施設に対する指導監督の権限を返納し、利用者に安心をとということで伺います。

今年度の日本国内における介護福祉施設内での虐待件数は、過去最多数を更新してしまいました。道内でも先日虐待の調査と調査後の改善勧告を行った自治体に関する報道がテレビで取り上げられ、本町においても町内の福祉施設に対し同様の対応がとられたとの新聞報道がありました。両自治体ともに町内の福祉施設に対する指導監督の権限を北海道から移譲されていますが、今回の対応には大きな差があり、本町としては権限の返還も視野に入れ、町内における福祉施設のあり方について見直すべきではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

道では、平成21年3月に道州制に向けた市町村への事務・権限移譲方針を改定し、重点政策として権限移譲を推進し、各市町村への要請を行っています。本町においては、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法において北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき、平成24年4月1日から権限移譲事務を受けているところであります。権限移譲により、高齢者福祉施設等の設置者が指定申請等の手続が直接本町でできるようになるなど、利便性が向上するとともに、事業者への指導、立入検査及び改善命令などができ、高齢者虐待の窓口やその対応との連携により総合的な対応ができる体制が整えられるという基本的な考え方に立っていたということでもあります。

新聞報道の件に対しては、町としては初めてのケースでもあったことから、道の支援を受けながらの対応となりましたが、法令に基づいた対応を行い、対象事業者に対して適切に改善の勧告を行うよう努めてきたところであります。今後も本町の高齢者福祉施設等の実態の把握に努め、適切に指導監督ができる体制をつくりながら、事業者の資質向上や利用者が安心して生活を営むことができるよう対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、権限移譲についてなのですけれども、養護老人ホーム等の権限は今道内7町ですか、中頓別町を含めて。もしかしたら今はもっとふえているかもしれませんが、全道179市町村からすればかなり少ない数なのではないかなというふうに思ふます。道のホームページを見てもわかりますが、権限移譲っていいねと言っている子

供がパスポートを持っているイラストがトップに出てきます。そのとおりで、パスポートが地元で申請できるなどの単純な行政手続は地元住民にも喜ばれることだというふうに思いますが、福祉施設などの権限は厳正な対応により責任を果たせる自治体を持つべきであるというふうに思います。今回の対応を目の当たりにして、中頓別町は権限を持つべきではなかったというふうに私は感じました。

今回の質問で比較したのは、ご存じグループホームあすなろに対する日高町の対応です。立入調査と改善勧告、当日2度にわたってテレビで公表し、記者会見もされていたと、こういうふうに思います。中頓別町はどうだったのでしょうか。いまだに自発的な公表、町民に対する謝罪というのは一度もされていないのではないのでしょうか。それを施設側にも求めることもできたと思いますが、その点いかがでしょうか。当該施設の利用者に、利用者の家族に、今後利用者に、その家族になるかもしれない町民には知る権利はないということでしょうか。だとしたら、町は施設はもうどなたにも協力していただけないというふうに思いますが、いかがでしょうか。これが1点。

それと、改善勧告と改善状況報告書そのものについてですけれども、簡単に言うと記録や関係書類を整備して保存するということになるかと思うのですけれども、これ福祉施設に限らず職場として当たり前のことではないですか。役場でもそうではないですか。これができていなかったとしたら、福祉施設の指定が取り消されてもしょうがないようなことではないのでしょうか。これが改善でしょうか。私には、これが改善というふうには認められません。この報告書には、今定例会までに改革案を出すようにと町が求めたことも記載されていますが、改革の方向性は示されたのでしょうか、それともこの改善報告書がイコール改革案ということになるのでしょうか。これが2点目になります。

それから、報告書には法人に対する信頼、信用が揺らいでいると。このままでは特養の増改修、人材確保、赤字運営などへの支援に対する町民や議会の理解は得られないだろうという町の考えも示されています。特養の増改修については、今回の件が発覚する前からの計画ではありますが、今となっては今年度の予算には計上されるべきではないと思われま。そればかりか職員の資格取得費用の助成制度まで提案されておられますが、これも今定例会で提案されるべきではありません。増改修も再度1年待って、28年度は職員の養成も自力でやっていただくと。それで、実績があるようなら29年度から町が支援しても遅くはないのではないのでしょうか。今回のようなことがなければ全会一致で応援できるような制度をずっと放置していたわけですから、最低限条例改正についてはお取り下げいただくべきではないのでしょうか。これが3点目になります。

再質問4点目として、これどちらも取り下げないというお答えになるのであれば、私なりの条件を提示させていただきたいというふうに思います。まずは、権限の返還なのですけれども、これは返さないというお答えになるのかなというふうに思います。2つ目はカメラの設置です。今後も医療放棄以外の虐待も起こるかもしれませんし、これからは町が抜き打ちで不定期に調査に入るというお考えについてはご説明いただきましたけれども、

以前に。これ適切かと思われませんが、そもそも権限が道ではなく町にある以上、地元法人との癒着によって証拠が残らない可能性もあります。3つ目は、赤字運営の自力での改善。これは、経営者の出資による赤字補填です。広く出資を募り、出資者に理事などになっていただくということ。これ自分の腹が痛まない経営ではいつまでたっても改善できないというふうに思います。それと、運営に関してなのですが、入札制度、今これお米だけですか。前は何もなかったと思うのだけれども、今お米が入札制度で購入されているのかなというふうに思います。これも米だけではなくて、全ての物品購入等に関して入札制度を適用するなど、これ4月からどれか一つでも実現できるでしょうか。または、改革案として示されているでしょうか。この点たくさんありますけれども、再度伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 答弁漏れがあればまたご指摘ください。まず、1点目のグループホームあすなろ、日高町の対応についてと本町による対応の違いということでのお話がございました。グループホームは地域密着型施設ということで、権限はもともと市町村にあるというもので、本町の場合は介護福祉施設ということで、道の権限を先ほど議員もおっしゃったように権限移譲で、実際に受けている町村はかなり少ないという実態があるということでもあります。これ端的に申し上げて、では道の権限のもとに行われた場合と今回本町がとった対応とどれだけ違ったのかということが1つあると思います。確かにあすなろさんのとった対応というのは、私ちょっと報道を見ていないので、わかりませんが、今言ったような立入検査等々、公表の対応というのは非常に厳格な対応なのだなというふうには感じました。ただ、基本的には今回町が取った対応というのは、道が権限者であっても同様であったらというような推察をしているところでもあります。ただ、こういった状況に関して地域の中でいろんな情報もありますし、そういう中で適切な公表や今後の改善に向けた考え方などを示していくというようなことを法人に求めていくということもあるのかもしれないというふうに思います。この辺については、改めて対応を考えていきたいというふうに思います。

それと、2点目の改善勧告に対する報告書、あれ自体が改革案として了承したというものではありません。あくまでも今後の信頼回復に向けて法人の体制の強化であるとか、今後の運営に対するきちんとした考え方を示してもらいたいというようなものを提示を求めておきまして、事務段階で何度かやりとりをしていて、近くその辺については少なくとも今回提案させていただいている予算や、それから条例の審議の前にはお示しできるようにしていきたいというふうに考えて、今出したものというふうに進めています。

それと、3点目何でしたか。済みません。

（「条例改正について」と呼ぶ者あり）

○町長（小林生吉君） 今回提案をさせていただいております。それで、今申し上げましたように、ぜひその改善に対する法人の改革案、それらを見ていただいて、あわせて予算、それから条例の審議を一緒にしていただきたいというふうに考えております。

それと、4点目にありました条件提示ということ、1点、権限移譲の返還ということに関しては、これは1つ町の問題ということになるのだろうというふうに思います。さすがに平成24年に権限の移譲を受けて、その後の実質的な重大な案件というのは今回初めてで、4年間という中でこれをまた返上という議論に上げることにはなかなかならないのかなというふうには思います。道としてもそういうことにはならないですよというふうなお話をされているということでもあります。ただ、先ほど同じ町内で、しかも施設が1つしかないという中で、癒着というふうなお言葉がありましたけれども、絶対そんなことはあり得ないにしても、日ごろ協力し合う関係の中で甘くなってしまうとかというふうな懸念はないわけではないというふうに思います。そこは、厳格にこの権限を運用しなければならないという厳しい認識で挑んでいかなければならないというふうには思っています。今回も日ごろ高齢者のために相談し合いながら、協力し合いながらやっている町と法人との関係でありますけれども、立入検査の際にはやっぱりそれなりの気持ちを鬼にしてというか、厳しい認識を持って立入検査に職員が入らせていただいているということもぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

それと、今後の法人の運営に関する改善策、カメラの設置、それから赤字運営に対する自力での改善、それから入札制度、このうち赤字運営の改善に向かっては、以前から町としてこれを支援することは難しいことであるというお話をして改善の策について求めてきているというところでもあります。あと、カメラの設置であるとか入札制度の改善など、今後法人の運営の中で、これだけに限らず改善、改革できるのであれば、町も一緒になって考えながら対応策を図るように進めていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再度まず確認からさせていただきたいと思うのですが、私もちょっと最初の質問の時点で明確でない部分があったかなと思うのですが、グループホームに関しては、町長にお答えいただいたように地域密着型サービスの権限ということで、これはもともと町村が持たれているというお答えいただきました。そういうふうに私もその後ちょっと勉強させてもらったのですが、ただ道と中頓別町で養護老人ホームの権限で比較しても、恐らく同じ対応だったろうってわからなくもないのだけれども、だったら日高町の対応が進んでいるということになると思うのです。そして、同じ福祉施設に対する権限を持つ自治体として、だからこれはぜひぜひもっとよくお考えいただくべきかなと。決して道のまねをする必要はないですし、中頓別町としては私は日高町のような対応をとっていただきたかったなというふうに思います。

それと、2点目の改革案についてですけれども、これ予算審議等の前までに出していただくようお願いしているというのは、例えばあす以降で定例会の再開までに出していただくということになっているということですね。ですので、条例改正については取り下げずに、まずは改革案を見ていただきたいということなのだと思いますけれども、取り下げられないということになるかなと思いますので、この辺は再度伺っていききたいと思うのですけれ

ども、今お話出させていただきました。今回提案されている中頓別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正に絞って再度伺います。これは、社会福祉法人に対する資格取得費用への助成制度なのですけれども、何で南宗谷福祉会だけが施設に対する多額の補助、職員の資格取得制度を受けられるのでしょうか。民間は、そのようなことはみんな自分たちでやっています。これは、社会福祉法人の助成に関する条例ということなのですけれども、町内の社会福祉法人というのは先ほど町長もお答えいただきましたけれども、南空知福祉会1社です。だとしたら、一軒商売ということになりますよね、民間的目線から見れば。これが条例として認められるのだったら、どの業種にもそれぞれ条例を設けて支援すべきではないでしょうか。それにこれ制定されたのは、私が生まれるはるか前、今から40年前の条例なのです。40年前と今では明らかに状況も違います。改革案を見ていただきたいということなのですけれども、私はもともと条例改正どころか、今回失った信用を取り戻すまではこの条例を廃止するぐらいの断固たる権限者としての姿勢を示す必要があるというふうに思っています。これでいけば、中頓別町が24年から権限を持ってから起きたことなのです、今回のことは。ということは、町行政の信用も失墜させられたということになります。これは、もうはっきり言って制裁レベルの厳しい対応が必要だと私は思うのですけれどもということ、これを1点として伺います。

または、これ条例改正せずとも資格取得を目指すということには育英会資金が使えるというふうに思いますけれども、実はこの育英会資金も一度パンクさせてしまったというふうに聞いております。それだけ危険なものでもあるわけです。なぜなら、これ養成助成を受けた個人がリタイアしても、町にも長寿園にも回収できる能力がないということだというふうに思います。それでも職員の養成を支援したいということなら、社会福祉法人だけでなく、町内どこの職場でもそれぞれに必要な資格の所得に係る費用を町が負担すべきではありませんか。看護師等の養成も全て含めた資格支援制度を別で新たに設けて、町から直接補助してはいかがでしょうか。今の長寿園にはっきり申し上げて責任を負えるだけの信用はありません。長寿園に対しては、信用を取り戻してから支援するべきであって、例えば長寿園に関してはそれまでは理事が出資をして、理事会で貯金をして、研修を行うとか、自前で法人内部の教育、新たな職員の養成を行っていただきたいというふうに思います。今回のことは、事実を伝えなかったという前例を残してしまったわけです。これ裁判でも判例という名の前例が物を言うわけです。助成対象者がたとえリタイアしていても、それを町が知らずに助成金を出し続けてしまったら、また町民の皆さんに大きな損害を与えてしまうことになると思うのですけれども、この点について再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 時間がないので、答弁は昼からお願いします。

昼食のため休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

午前中の傍聴者につきましては、町民センターが7名、庁舎が3名ということで、10名の傍聴がありました。報告をしておきます。

それでは、宮崎議員の再々質問に対するの答弁から始めたいと思います。

町長。

○町長（小林生吉君） それでは、答弁申し上げたいと思います。

最初に、グループホームの虐待対応における日高町の例を見習ってというようなお話もありました。その辺については、私も真摯に受けとめて、先ほどの報道はどういうものだったかということとはちょっと承知しておりませんが、やっぱりすぐれた対応には基本的に見習うという趣旨でいきたいというふうに思います。この権限の移譲、私もこの権限移譲を受けた平成24年4月から3カ年保健福祉課長を担任しておりまして、正直担当したときに非常に重たい権限を引き受けているなということを感じていました。ただ、権限を受けた以上は厳格な対応をしなければならないという意識を持っておりまして、職員も共有しているというふうに思います。今回ではありませんけれども、今までであれば単なる相談とかだったような話であっても、過去にも家族からの虐待の通報だというような受け付けをして、内部にいろいろ話を聞いたというようなことになり、結果それは虐待とかというようなことではありませんでしたけれども、双方の理解をし合った介護がなされるようにというようなことで指導したというような過去の経緯もあります。そういった意味では、決してなあなあにならず、厳しい緊張関係を持ってこの権限を運用していくという考え方に立っていきたいということをお話をさせていただきたいと思います。

あと、今回の関係で社会福祉法人に対する資格取得であるとかの補助制度であります。なぜこの法人というか、介護職の資格取得のみなのかというようなお話もあったと思います。これだけ高齢化していく町の中で、やはり特別養護老人ホームが本町にとってもなくてはならないし、特別養護老人ホームは入所される方にとっても快適に生活されて、介護を受けながら人間らしく生活できる場でなくてはならないというふうに思っています。これは、町としては何としても守っていかなければ、なくすわけにはいかないし、よりよい施設にしていかなければいけないというふうに思います。あわせて、そうしていくためには今言われている介護職の人材不足という問題についても施設だけではなくて町も思い切った支援策を持って対応していかなければ、今後必要な職員が確保できないだろうと。そういう意味では、緊急性を含めて重点的にここに支援をしていく必要があると、公益性があるというような考え方を持っての制度の創設であります。もちろんそれ以外しないということではなく、またほかの職種等についても今後必要がある場合は柔軟な対応をしていくべきだろうというふうには考えております。

それと、こういった奨学制度の問題で貸付金の返納未済というか、そういった問題が生

じるといふ懸念がございました。その辺については、くれぐれもそういうことがないような対応を図っていかねばならないというふうに思います。つい最近勉強したことなのですけれども、長崎県の町で、奨学制度なのですけれども、貸し付けがあくまでも金融機関からの貸し付けと。その利息を町が補填するというような奨学制度がつけられたというふうなお話も伺いました。これは、利息に対する補填ということで、町費の負担が出るわけなのですけれども、そのかわり貸し倒れとか、そういった問題、返納のリスクは極めて小さくなるというような制度だというふうに伺っています。同じことができるかどうかわかりませんが、貴重な公費を費やしたものが無駄に使われるということはあるのではないというふうに思いますので、その辺の運用については厳格を期していきたいというふうに思います。もし漏れがあれば、またご指摘ください。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長に今回の職員の養成助成については、老人ホームという施設は本町にとってなくてはならないものであるというふうなお答え、これはもう確かにわかるのですけれども、町長もおっしゃっていましたが、老人ホーム以外の民間事業者だって絶対必要ですよ。だから、民間事業者だって資格取得が必要な場合があるわけですから、これ違うこの後の質問でもちょっとそこに触れるかなと思うのですけれども、結局職場が老人ホームだけでは町は維持できないわけですよ。その辺は、偏らないようにやっていただきたいなというふうに思います。

そして、今後の条例改正の審議についてなのですけれども、予算もそうですけれども、さきのお答えで改革案がこれから出されるということにはなっていますけれども、今はまだ見る前ですから、正直私の現状の判断としては、特にこの条例改正については現状では全会一致での可決は100%ないということだけ今の時点では申し上げて、この質問については終わりたいと思います。

続きまして、2問目、町が管理する住宅への入居者募集は信頼できるのかということ伺います。先日行われた常任委員会での工事視察において、3施設を視察しましたが、そのうち1件については未完成でした。しかし、翌日には即入居可との入居者募集が広報に掲載されたことは不可解です。そればかりか、条例化されていない住宅への入居者募集が同時に掲載されました。どちらにおいても本来入居できない状態で入居者を募集する行為は、またしても町の住宅管理に対する信用の低下を招いてしまうことになるのではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げたいと思います。

本年2月10日から25日までの期間で定住促進住宅4戸、町有住宅3戸、町営住宅1戸の入居者募集を行っております。従前から入居決定後にすぐに入居できる住宅については、入居可能日を即入居可として募集をしてきているということでありまして。

町有住宅の3戸は、旧中頓別農業高校教員住宅及び旧町職員住宅ですが、普通財産であ

ることもあり、設置の根拠がないまま取り扱われてきた経緯があります。今回家賃と入居者選考のあり方を町営住宅に準じて行うよう見直し、新たに規則を定めて募集事務を行ったところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 従前から入居決定後すぐに入居できる住宅は、入居可能日を即入居可として募集しているのだとしたら、今までが間違っているのではないですかねということなのですが、入居可能日という項目があるのですから、入居可能日の日付を掲載すればいいのではないですか。それでも、もともと完成された住宅ならまだわかるのですけれども、前日の時点で未完成だった住宅が翌日即入居可として掲載されたら、これ違和感ありますよね。この点定住促進住宅は、最終的にいつ完成しましたか。それと、検定はいつ行われましたか。これたしか視察が9日で募集が10日だったというふうに思うのですけれども、まずこれが1点。

それと、この検定についてなのですけれども、実はこの委員会視察の前に検定は終わっていたというふうに聞いています。視察のときに収納をあけたら、まだ棚もついておらず、中にはくぎや大工道具などが散乱し、フローリングも粉だらけ、作業用のストーブなども部屋の中に置かれたままでした。そのような状態でもし検定が済んでいたとしたら、その状態で完成を認めたということになりますよね。これ本当だとしたら大問題ではないですか。工期延長しても、25日申し込み期限ということになっていたと思うのですけれども、十分25日には間に合ったと思うのですけれども、この点いかがか、これが2点目ということ。

工期の関係、どうもちょっと中頓別町は工期を守れない公共事業が多いなというふうに感じます。今回でいうと定住促進住宅、ちょっと病院のリハビリ施設も工期延長したのではというふうに聞いていますけれども、この点いかがか。

工期を守れなかった場合には、たしかペナルティーがあるはずなのですけれども、それが適用されたということは正直聞いたことがありません。これはなぜでしょうか。工期が守れないことをこれからも、言い方が悪いかもしれないのですけれども、黙認をしていくということなら、今後は設計変更なんかはしないで、工期内に工事を終わらせた事業者に対しては逆にボーナスを出すというようなことを考えてはいかがでしょうか。これが3点目。

それと、旧高校住宅と職員住宅、旧職員住宅と言えばいいのかな。新たに規則を定めたということなら、これは議会に、議員にぜひ配付をしていただくべきではないでしょうか。これ条例でなく規則なら議決権というのはありませんけれども、私は小林町長は例えば要綱など、または別のさまざまな規定を条例化して整備していくというお考えをお持ちなのだろうなというふうに感じておりましたので、だとしたら定住促進住宅と同じように1棟1棟を条例で定めるべきではないでしょうか。

それと、家賃についても規則で定めたというふうにあるのですけれども、これ金額は今まで入居者が払っていた金額と変わらないのか。これらで再度伺います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、入居可能日の関係も答えたほうがよろしいでしょうか。今回確かに議員視察で現場を見ていらっしゃるから、おっしゃるとおりであります。それで、今回も実際に募集を開始したときには入居は可能ではないです。その状態で募集はしていました。ただ、従前からというふうに言葉使いましたけれども、これは例えば公営住宅だとか退去するとき、町に対して退去届というのを出すのです。確実に退去しますよということがわかっているわけですから、それは実際に退去する前に募集することも当然あります。もしくは、退去した後、中を確認して修繕が伴う場合がある。募集する段階で修繕が終わっていない、もしくは始まっていないと。だけれども、募集完了までには確実に終わるだろうという状況で募集をしているところもあると。そういう意味において、募集時には入居可能ではないけれども、募集時の翌日から入居するわけでないですから、あくまで入居決定して、その後敷金を納めて、保証人もつけて、その後入居が許可されるわけですから、期間が相当あるのです。ですので、そういう意味で入居が決定した後、入居ができる住宅については入居可ですよ。即入居可ということで従来から取り扱ってきているということでご理解いただければというふうに思います。

それと、定住促進住宅については、おっしゃるとおりといえばおっしゃるとおりです。完成はいつか。工期は1月29日でした。検定は宮崎議員おっしゃるとおりでございまして、完成は1月29日付で完成をして、検定は2月の8日という検定で事務処理をしていました。工期の延長はしておりません。工期の延長はなぜしていないのかということでもありますけれども、議員がおっしゃったように今回の場合は、工期の延長というのは受注者から請求する場合については、例えば大雨だとか台風だとか、冬期間でいけば大雪が続くだとか、もしくは資材が全く入らないというようなことで、そういった理由があって受注者から、施工業者から請求できる工期の延長ともう一つは町が設計変更して工期を延ばさざるを得ないという工期の延長ともう一つは工事管理、工事の工程管理が不十分だった、工期内に終わらそうという努力が少なかったと、そういうものについては議員がおっしゃるように町が本来的には工期の延長願を受注者から出されて、完成までの期間をそれまでの出来形、額を請負額から差引いた額に毎年の延滞金のパーセンテージを掛けたものを違約金として取るということに実はなっているのはなっています。だけれども、過去も含めて町としてそういった行為をしたことはございません。それはなぜか。なぜかというと、なかなか言いづらいですけれども、地元業者だからです。地元の業者を守るためです。ですので、さっき言ったように工事の完成だとか、検定だとか、ご指摘のとおりなのですが、そういうふうな事務処理をしているというのが事実です。それとあと、国保病院のリハビリ施設も実際のところはおくれていますけれども、同じような処理をしています。

それとあと、今回12月の定例会で宮崎議員から質問があって、旧高校住宅だとか、そういったものを根拠もなしに、言葉が違うかもしれませんが、言葉なしに入居させているだとか、町職員を入居させているだとかという質問があって、そのときに町長のほ

うからその辺整備していますよということで回答しておりまして、それに基づいて今回2月1日付ですけれども、中頓別町町有住宅管理規則ということで制定をして、それに基づいて3月の10日に募集を行って、25日までですけれども、それで募集をしているところでございます。それで、これは最初の答弁にもありましたけれども、普通財産ということでございますので、条例が必要な住宅で、仮に住宅でいえば公営住宅だとか特定公共賃貸住宅だとかというのは、公営住宅でいえば公営住宅法に基づいて町が建設をして設置をしたということで、公の施設なわけなのです。それで、設置及び管理に関する条例というふうに制定をしています。特公賃についても同じです。定住促進住宅については12月に条例化しましたので、それについては社会福祉法人から寄附を受けて、その上で町が全面的に改修をして定住を促進するための住宅という目的を持って整備をして設置をしたということで、これも公の施設ということで、設置及び管理に関する条例というふうに制定をした。その上で管理もしていきますよということにしておりますけれども、普通財産の場合は、行政財産以外は全て普通財産になりますけれども、それらについては公の施設ではないということで、設置については条例は伴わないということで、今回管理規則ということで制定をして、それに基づいているわけでございます。それで、議会に提示すべきだということでございますけれども、それはやぶさかではございませんので、公布しているのは総務ですけれども、総務と相談しながら後で提示させていただきます。

○議長（村山義明君） 続けてください。

○産業建設課長（中原直樹君） 家賃については、今回管理規則制定に際して家賃についても見直しました。現状どおりの家賃、古いところは。古い町職員住宅とか、旧町職員住宅については現状の家賃としておりますけれども、旧農業高校教員住宅等については比較的新しいということで家賃の見直しをして、従来の家賃と比べると大幅に改正をした上で規則の制定をしていくということでございます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 2点目の旧高校住宅等の取り扱い、議員がおっしゃるような情報の提供の問題と本来条例でというお話について、まず速やかに情報提供をできていなかったことについてはおわびを申し上げたいと思います。

今中原課長も言ったとおり、昨年言いましたように入居に関して町職員だとかが優先して入居されたりとか、それからほかの住宅に比べて安い家賃で入居できるという実態を解消すると。家賃については、基本的には公営住宅に入居した際に準じたような家賃を想定しながら算定されたものとして設定をしていたところです。おっしゃるような、今後条例という方向性についてもまた考えていかなければいけないかなというふうには思います。

もう一つそのときに答弁したのは、民間の住宅とかアパートとかについてはどうしても家賃が高くて低所得者が入りにくいというような、そういったような問題もあるというようなこともありました。そういったことを含めて公営住宅、それから民間アパート、そしてこういう今普通財産として取り扱っている町有のその他の住宅も含めて、トータルで今

後のあり方、それから家賃の体系なども含めた制度設計を改めてしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、最初のほうの工期の関係なのですが、課長、地元業者を守るためというふうにお答えいただきました。もちろんそういうお考えも必要だと思うのですが、これずっと工期を守っている業者もあると思います。守っているところと守っていないところがあるというのは、これ守るためというふうに一概に言えるのですか。ですので、この工期の関係、先ほどのことであらうとちょっとわかりにくいなと感じたのですが、行政側の工期の設定に問題はないのでしょうか。これ発注時期の、先ほどお答えにもあったと思いますけれども、季節的な問題、冬期なら例えばその分を考慮して工期設定が行われているのでしょうか。工期を守れない業者が悪いのか、守れないような工期を設定している行政が悪いのか、どっちなのですか、結局。ちょっとわからないなと思うので、もしよければお答えいただきたいなと思うのですが、それと家賃の関係、旧町職員住宅というふうに位置づけられているところについては変わっていないことだったので、旧中頓別農業高校職員住宅と言われている、そういう名前で募集されているところについては、前の金額が幾らかわからないのですが、大幅に上がったということなのですが、これから入る一般町民、これから一般町民の方が入っていくわけですね。これ今まで本来3万2,000円かな、今回募集されているのはこの家賃をもらうべきだったのに、これをもらっていなかったとしたら、普通財産に対する損害を与えていたということになりませんか。これから町の職員さんだけではなくて一般の方々にも入っていただくとしたら、前と同じ家賃でいいのではないのですかということ。そして、今入っていらっしゃる町職員さんも正直ここにいらっしゃる職員の皆さんより恐らくお給料高くないですね、若い方でしょうから。そういうことを考えたら、なかなか今回のことで大幅に家賃を上げるというのはいかがなものかなというふうに思います。これ条例にする必要はないということだったので、規則は行政側で自由にできることから、ちょっとその辺は減額されても、もとに戻していただくのがベストかなと思いますけれども、そうでなくても少しでも安くまた規則をお考えいただいたほうがよろしいのではないかなと思います。

それと、条例化しないということなのですが、これ旧町職員住宅とか旧中頓別農業高校住宅という名前で取り扱っていくのですか。これから広く一般町民の皆さんにも使っていただくこと、新しく使っていただくことなのに、旧何とか住宅というのはちょっとふさわしくないのではないかなと思うので、その辺再度お答えいただけたらなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 1点目の質問でございますけれども、確かに工期を守っているところと守っていないというか、守れなかったといったほうがいいのかも

んけれども、そういったところもありますし、今回工期におくれてしまった業者については毎回おくれているわけではないです。これは、先ほど言ったように工程管理の問題であったり、例えば途中でだんだん当初の工程よりもおくれてきましたよということであれば、工期に終わらすためには何をしなければならぬのかということ、資材を今まで予定したもののよりも早く納めさせるだとか、もしくは一番は人の問題です。建築でいえば大工さん1人でやったところを2人でやれば倍短縮されるということになるのだけれども、そうなる何が出てくるかといったらお金の問題も出てきます。そういうことも含めて、私が先ほど言った地元業者を守るというようなことも、そういった意味合いも若干含まれていますけれども、そういったこともあります。ただしかし、議員が言われるように工期はあくまで工期ですから、それを最初から守らないというふうにかかっている業者はいませんけれども、あくまで守るのが当たり前の話ですから、今後建設業界も含めて、そういった話があったということで伝えていきたいというふうに思います。

それと、工期の設定の問題については、これは私は全く問題はないと思います。現に規模が大きいですけれども、ことし看護師住宅もやっています。定住促進住宅に関して言えば最初から新築ではないですから、基礎もなければ骨組みをつくるわけでもないのです、外部だとか内部の解体はありますけれども。看護師住宅については、4カ月間の工期でできたので、当然何も無いところから始まっておおむね3カ月半ちょっとぐらいで大体でき上がっているのです。だから、そういったことを比較すると、工期が短過ぎただとかということでは必ずしも無いのですけれども、これも難しいところもあって、その業者にとっては厳しかった部分もあるのかなというふうには思います。その理由は、前段で申し上げたことでございます。

それと、家賃の関係でございます。それで、家賃を上げたのは昭和40年代だとか50年代ぐらいの古い旧町職員住宅だとか旧教職員住宅で、町職員住宅も昭和五十三、四年ぐらいの住宅については若干アップはしております。旧中頓別農業高校教員住宅については、先ほど言ったように上げていますけれども、根拠としているのは先ほど町長が言ったように、公営住宅だとかほかの例えば特定公共賃貸住宅だとか、そういったところと均衡を図っていくべきだろうと。それで、公営住宅の家賃の算定だとかもしながら、この当該町有住宅に置きかえて家賃を算定をして、それに基づいて今回家賃を設定したところであります。確かに従前は町有職員住宅の使用料をそのまま使っているということで、かなり低く抑えられていたということがあって、今回見直しに当たってやっぱり公平性だとかという点でいけば、ほかの公営住宅だとか、そういうところに入居している方々と余り格差がつくのもおかしいだろうということで見直しをしたということでございます。

それと、旧中頓別農業高校教員住宅や旧町職員住宅という言葉そのまま使っていますが、これは先ほど言ったように普通財産ということで管理しているから、そういった名前をつけております。それで、さっきも言いましたけれども、これで定住促進住宅のようにもともと長寿園住宅だったものを旧長寿園住宅と言わずに定住促進住宅ですよとい

うふうに言って設置及び管理の条例をつくっておりますけれども、それは先ほど言ったように譲渡を受けて、町がお金をかけて、定住を促進するために目的を持って設置をしたから定住促進住宅というふうに、そういう名称をつけているわけで、旧農業高校等についてはそれとはまた違うので、普通財産で受けて、そのまま普通財産として貸し付けをしているということでもありますから、そのままの名前ということにしているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私のほうからちょっと補足をさせていただきたいと思います。

1つは、工期の問題。これは、仕方ないということではやっぱりいけないというふうに思います。議員がおっしゃるように、もしかしたら発注側の問題があるのかもしれない。今回の件は、さっき言ったように明確にないというふうに担当課長が言ったとおりに思います。ただ、これまであった工期の問題について果たしてどうだったかということもしっかり検証する必要はもちろんあると思います。今建築、土木工事関係、なかなか人材が確保できないとか、あるいは資材の調達にかつてより時間がかかるような状況になっているとかというような事情もいろいろあるのだろうと。そういった事情はきちんと分析をする必要があるとは思いますが、少なくとも工期を定めて契約を交わしたものが守られなくても仕方がないというような実態のままではいけないというふうに思いますので、これについてはしっかり改善策を講じていきたいというふうに思います。

住宅に関しては、中原課長が説明したとおりなのでありますけれども、公営住宅、民間アパート、それからそれ以外の町有住宅、これらの位置づけ、その辺をきちんと整理して、住民の皆さんにとってもそれぞれわかっただきやすい説明ができるような体系にしていくように努力をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 町長、課長にお答えいただきまして、工期の関係はお二人とも本来守って当然であると、そのとおりだというふうに思いますので、なかなか最初にお伺いしたようなボーナスというようなことはお考えいただけないかなとは思いますが、工期は別として、家賃の関係は大幅に上がった旧中頓別高校住宅に関しては今までもそうでしょうし、これからも利用される方は所得がそんなに高くない若い方々だと思いますので、これ規則ということもありますので、名前なんかそのままですから、ちょっとニーズなんかお考えになって家賃の設定をもう一度見直していただけたらなというふうに思います。

この質問については以上といたします。

それでは、3問目、指定管理者制度の今後について伺います。本町には指定管理者制度を適用している施設が複数あり、それぞれに同一の企業、団体を管理者として指定し続けている現状ですが、今後も各施設を指定管理によって維持し、同一の管理者による運営が最善とのお考えでしょうか。

また、多額の税金を投入しながら独立採算がとれなくなっている自動車学校における健全な経営の回復にも指定管理者制度等の活用が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

当町における公の施設において指定管理者制度を活用している施設は5つの施設で、このうち中頓別振興公社に委託している中頓別町社会教育施設等を除き、これまでは原則公募による選考で指定管理者を決定してきております。ただ、27年度からは観光振興計画の策定に着手し、観光施設の管理運営については見直しを検討していることから、関連3施設については2年間とした上で公募は行わず、現在の指定管理者で延長することとし、今議会に提案させていただいているところであります。指定管理者制度では、公募での選考が望ましく、同一の指定管理者による運営が最善との考え方は持っておりません。

町立自動車学校の運営につきましては、近年入校者、特に高校生の減少により大変厳しい状況となっており、町としても経営改善に向けた取り組みが必要との認識で検討に入っています。指定管理者制度の導入が有効な手段となるかを含め、今後議会とも協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、社会教育施設等ということで、寿公園とスキー場に関しては公募せず、振興公社に委託しているということなのですけれども、これについてはずっと公募していないということなので、この委託というのは指定管理者になることを委託しているということなのでしょうか。指定管理と委託は全くの別物だと思うのですけれども、これちょっと確認で、1点としてお伺いしたいと思います。

また、今年度から観光振興計画の策定が始まったということで、関連3施設についても今回は公募せず、本来4年のところを2年間の管理として提案されたということなのですけれども、ということは公募したのは農業体験交流施設だけということになるのでしょうか。たしか広報のお知らせ版にも掲載されていたと思うのですけれども、これ応募は何件かあったのでしょうか。

それと、3施設、山村交流施設、ピンネシリ温泉、鍾乳洞ふれあい公園が観光に関連しているというのはわかるのですけれども、社会教育施設として位置づけられている寿公園、寿スキー場についても私は観光施設としても活用していくべきではないかと、これは以前の一般質問なんかでもお伺いしているのですけれども、農業体験交流施設も、これも観光に活用できるというふう実践もされたところかなというふう思うのですけれども、逆に言えば山村交流施設と鍾乳洞ふれあい公園、「もうもう」、「オガル」はもちろん、例えば温泉なんかも考えようによってはこれは社会教育施設ということにもなりませんか。なので、指定管理施設全てにそれぞれ多くの可能性があるというふう考えられるのですけれども、観光振興計画に含まれるのは関連3施設だけということよろしいのでしょうか。

それと、最初の質問でもお伺いしていますけれども、自動車学校の今後についてもこの点言えると思うのですけれども、全施設の連動が必要だということになるかと思えます。町直営の自動車学校、これ大変貴重だと思います。貴重というよりは希少と言ったほうが正しいのかなと思うのですけれども、町単独の自動車学校を経営しているところというのはあるのでしょうか。私はないのではないかなというふうに思うのですけれども、それを売りにするのであれば、例えば目立つ看板なんかも、これ再三東海林議員なんかも質問されていますけれども、これも必要でしょうし、ピンネシリ温泉やコテージなど町内の宿泊施設との提携、スキー場料金などが割引になる自動車学校とのセットプラン、こういうもの、直営だからこそできることもあるのかなというふうに思うのですけれども、この点いかがか。

それと、自動車学校の指定管理ということでいうと、恐らく沼田町の自動車学校がそれに当たるのではないかなというふうに思うのですけれども、本町においては例えば近隣の名寄市または稚内市の自動車学校などが管理をしてくれたらなというようなお考えはお持ちでしょうか。これらの点再度お伺いします。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 答弁漏れがあったら指摘してください。まず、1点目の関係でありますけれども、中頓別振興公社につきましてはこの公社ができておける状況で踏まえていくと、もともと業務の中身として冬期はスキー場で、夏期間はスポーツ施設の運営を担うという背景がありましたので、それが主たる目的として業務が設定されているので、今回の指定管理の部分については公募はしませんけれども、指定管理を受ける部分についてはそれなりの手続を踏んだ中で決めるという形をとっているということが1点あります。

それと、ほかの施設についても議員がおっしゃるように全てが観光施設に該当するのではないかということですが、それは基本的には全体としてみればそういうことは言えるかと思えます。ただ、今回この3つをどうしてということにつきましては、以前から敏音知地区の観光施設と言われる温泉、それから山村交流施設、それから鍾乳洞自然ふれあい公園の部分については、鍾乳洞自然ふれあい公園についてももともと今振興公社でやっておりますけれども、指定管理を受けていただいていますけれども、観光協会がやるべきでないかというようなお話もあったりして、この3つについては従前から観光施設としての位置づけについて統一的な管理運営をすべきというようなことを言われておりましたので、それでもって今回この3つについてはほかの施設とは違う位置づけにしたということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、松音知の「もうもう」、「オガル」の関係でありますけれども、ここは公募いたしました。応募は1件しかありませんでしたので、従前の現在行われているシビル開発さんが受けたいという申請があって、検討した結果、そういう形で進めたいというふうなことにしているということでもあります。

それから、自動車学校の直営でやっているところというのはほとんどないのではないかと、道内には多分ないと思います。道外では、つい最近うちと同じように直営でやっている町から問い合わせがありました。そこでの話を聞くと、今3つぐらい、施設としてうちを含めて3カ所ぐらい直営でやっているところがあるというふうに聞いております。どこも非常に厳しい状況だということに変わりはありません。先ほど出た指定管理として稚内市の自動車学校だとか名寄市の自動車学校にやっていただければというような、そういうことも考えてはという話でしたけれども、先ほど町長の答弁にもあったとおり、あの施設を直営でやることによるプラスということについても、全てがプラスになるかというのは別にしても、検討する余地はあると思いますが、これも指定管理者制度を導入することがここにも書いたとおり有効な手段になるかどうかというのを少し時間をかけて検討してみないと拙速な判断というのはできないのかなというふうに思っておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 最初の質問に関しては、設立当時の趣旨の関係から今指定管理ということになってはいますが、委託のような、会社がそういう要素を持っているということになるかと思えます。

2点目については、全部関係してくるのだけれども、関連3施設については統一をしていける可能性も今後はあるかもしれないということで、この点についてもわかりました。

道内には中頓別町以外は直営の自動車学校はなくて、日本で3カ所ということになるのですか。厳しい状況ではあるかと思えますけれども、これは指定管理にするにしても管理するところがあることですから、時間をかけていく必要もあるのかなというふうに思えます。

観光振興計画の関係について1点だけ再度お伺いしたいなと思うのですが、以前に補正予算で観光振興計画の計画策定に関するリサーチ業務等の費用が通って、道内の業者から公募するというようなことだったと思うのですが、私もこれに関するインタビューということになるのだと思うのですが、先にお受けしたのですが、これも調査等の業者等というのは決まったということになるのでしょうか。だとしたら、これ何社ほど応募があったのか、この点だけ再度確認させていただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 観光振興計画につきましては、公募というのですか、全く本町のことをわからないというか、会社に突然依頼してもなかなか理解もしかねるかなという部分もありまして、ある程度本町と関係の深い会社3社を選ばせていただきまして、その中から選定するという形で今宝島旅行社さんのほうに委託しているということになります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 観光振興計画、これから27年度から、今年度から始まっている

わけなのですけれども、最初のほうでも申し上げましたけれども、課長からもお答えありましたけれども、全施設いろんな可能性があると思いますので、3施設の統一なんかも含めていろんな可能性を観光振興計画の中で策定していただきたいというふうに思います。

この質問については以上です。

それでは、私の質問は最後になります。4問目、とめられない人口減少との向き合い方ということで伺います。昨年12月末の住民基本台帳人口における宗谷管内の人口減少率は、平成26年末から1年間で3.2%の中頓別町が最大で、5年ごとの国勢調査においても11.2%減と同様に管内最大との新聞報道がありました。5年間で222人減少したわけですが、これによる普通交付税の減額は幾らになるのでしょうか。

また、人口だけでなく、以前の新聞記事では町民の平均年収についても管内最低というふうに報じられました。自然減を嘆く前に所得格差という社会的減少の要因にメスを入れ、民間の所得増、町職員との貧富の差を解消する方策の発案に専念すべきではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

平成27年度国勢調査で人口が11.2%、222名減の1,752人、世帯数が4.3%、35戸減の782戸となりました。この結果をもとに人口と世帯数の算定基礎数値を置き直し、平成27年度分交付税を単純に再計算した場合、約4,700万円の減少となります。実際には、28年度に適用した場合ということになりますけれども、密度補正や人口急減補正などによりそこまでの人口置きかえの効果は働かないと予想されますが、一方で28年度から歳出効率化を行う団体の業務改革をモデルとして算定に反映するトップランナー方式の導入等による影響も懸念されるところであります。このため、当初予算での普通交付税計上額は、今後の補正などに備えた留保分も踏まえ、27年度当初交付決定額を約2億5,000万円下回る18億303万円としたところであります。

人口減少については、平成27年12月に策定した人口ビジョン、総合戦略で魅力ある働く場と子育て環境を整えていくことを基本に据え、将来に向けて社会増につなげていくことを目指しています。そのためにも所得の向上と子育て等に係る負担軽減を図っていかねばならないという考え方に立っています。とりわけ子供の貧困問題など低所得者に対する支援が大きな課題となっている現状を踏まえ、今後の重要な検討課題として位置づけ、町としての対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 交付税については、約4,700万円の減少ということで、222人という人口減だけで5,000万円近く普通交付税が減少する可能性があるということになるかと思います。それを踏まえて平成27年度当初交付決定額、これちょっと調べたのですけれども、20億5,512万円というようなことになるのでしょうか。これから

2億5,000万円下回る18億303万円が当初予算に実際計上されておりますが、予算書にもあります前年度の予算額は約15億円だったと思います。逆にこれから比べれば2億円以上の増額ということになると思うのですけれども、27年度の決定額は約20億円ということになりますので、これ選挙による骨格予算ということも考慮しても、前年度の、今年度でということになりますけれども、予算額が低過ぎたということになるのでしょうか。来年度の予算額約18億円より決定額というものが下回る可能性はあるのか、これが1点。

また、人口の社会増のために所得の向上と子育て等に係る負担軽減を挙げておられますが、私は所得の向上に努めるべきだというふうに考えています。子育て等の負担が軽減されても、所得が変わらなければ人は定着できないと思います。例えば民間の所得が町職員の水準になったら、これ負担が軽減されなくても恐らく誰も文句は言わないのではないですか。所得が同じなら負担も同じですから、所得に差があり過ぎるから負担等に困窮するわけです。これ昔は逆だったと思うのです。民間のほうが収入は高かった。ただ、所得が官民で逆転しただけなのに、何でこんなに地方が衰退してしまったのか。これは、私は民と官の地元消費の意識の違いだというふうに感じています。例えば人口が減っても、民間事業所も減っているわけだから、実際に、1人当たりの消費が変わらなければ残った事業所への消費というのはもしかしたらふえるかもしれない。中頓別町行政が以前にもそういうお答えありましたけれども、考える同業者の競合というのが少なくなってくるわけですから、そういうこともあるかなと思うのですけれども、所得格差というのは現実に広がってきたということがまずあると思うのですけれども、例えば地元飲食店なんかでお会いする町職員さんなんかも、私はよく行っているほうだと思うのだけれども、ごく一部かなというふうに感じたりもします。これ今ここにいらっしゃる職員の皆さんには、もう何の支障もないことだと思うのですけれども、例えばここ数年で採用されてきた若い職員、これから役場に入ってくる若者の職場というのは、消費の意識は変わらず、民間の事業所が全てなくなって、さっきもそういう話をしましたけれども、民間人が極端な話みんないなくなっても、役場という職場は保障されますから。これで考えると、負担軽減なんて言っていられないのではないかなというふうに思うのです。だから、今は消費の意識改革1点にもう集中すべきではないかなというふうに私は思うのですけれども、これが2点目です。

3点目としてなのですけれども、そこでこの消費の意識改革の一例みたいなものなのですけれども、例えば商工会では商工会の職員は毎月の給料の一部を商品券にかえています。職業柄職員が自主的にやっていることなのですけれども、これご存じでしたでしょうか。消費意識向上の一例になるかなというふうに思うのです。町職員の皆さんの中でも商品券を購入して下さっている方というのはいらっしゃると思うのですけれども、例えば極端な話ですけれども、毎月のお給料日にあわせて地元商品券の購入注文書を全職員の皆さんに配付をしていただくと。これ行政内全体での意識改革になるかなというふうに思うのですけれども、本当に極端な話なのですけれども、町民全体でそういう意識を共有してい

ないと、本当に近い将来この町は消滅状態に陥ってしまうというふうに思います。だから、私は消費の回復が最優先であるというふうに考えているわけなのですが、町長はこれを聞いてどう思われるでしょうか。再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 1点目の交付税の関係についてお答えしたいと思います。

当初交付額ですが、20億5,510万円ということで確認しております。昨年が骨格予算ということもあって、今年度一部増額ということになってはいますが、見通しとしましては地方財政計画というものが毎年1月ごろ発表されておまして、そこで交付税の出口ベースでの割合というものが算定されると。それが地方交付税につきましては0.1兆円、率にしまして0.3%ということですから、そこを考えますと額は400万円ぐらいだった……ちょっとごめんなさい。はっきりした数字は申し上げられないのですが、ということもあって、ほぼ27年ベースでの交付税が交付されると思われまます。あくまでも可能性の話。ただし、先ほどもお話ししましたが、トップランナー方式、歳出削減の効果、いわゆる委託ですとか指定管理にある業種を持っていくことによって、全体の経費が基準額が減るだろうという考え方をもとに今回新しく基準財政需要額に算定されることになった。ただ、その部分につきましては、今現段階詳細の部分はまだ明らかになっていない。品目はあれなのですが、率とか、そういったものが明らかになっていないものですから、算定はできないのですが、そういったことも懸念されるということもあって、先ほど町長が答弁したとおり一部増額にはなっていますが、昨年同額、ほぼ地財のほうで出口ベースで確保されているということをもって補正の留保財源を見た上で当初予算に計上したという状況であります。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほどのご質問は、27年度計上額の話との比較のところがあったと思うのですが、私としては後々確実に支出が伴うと予想される。例えば今回大きいところであれば病院の補助金の問題です。毎年後半のほうで補正をさせていただいて、その分に相当する財源として交付税、最初見ないような形で計上してきたということでもありますけれども、当初予算の段階である程度決算に近い予算の全体像が見えるような形にしたほうがより望ましいのではないかという考え方で、そういうものも、あるいは特別会計の繰出金も当初に組んでおくというような、全部ではないですけれども、ある程度組むというような考え方でいまして、先ほど言いましたように平成27年度の当初ベースでいけば2億4,000万円ぐらい、平成27年度の6月補正後でいっても1億4,000万円ぐらいの交付税を多く見えていますけれども、それらの大きくなっている要因というのはそういったものを当初予算に見るようにしたということによるというふうにご理解をいただければというふうに思います。

それと、宮崎議員の2点目の所得の向上です。この問題については、おっしゃるとおりだというふうに私も思います。私もできるだけ職員と一緒に食事もいろいろするように

心がけたいと思いますし、さらに一層地元消費につながるように働きかけをしていきたいというふうに思います。

先日ひよっこクラブのお母さんたちとお話をしたときに、商品券で今出生のお祝金を渡していて、これらの使い方として、何だかんだ使えることは使えるのだけれども、直接子供の何かを買うと。例えばおむつや粉ミルクを買おうと思っても、そういうものはなかなか地元で買えないというようなお話もありました。これ何とかできないかなと思って実態を調べてもらっています。やっぱり双方の努力は必要だと思うのですけれども、とにかく地元での消費をすることが結果的に地域の経済の発展につながるという基本的な考え方を議員がおっしゃるように官民共有していくという体制を講じていきたいというふうに思います。

職員の給与の商品券での給付の問題については、即答はなかなかできませんけれども、商工会がやられていることについては理解をしております、少なくともプレミアム商品券とか、そういったものを積極的に職員も活用して地元の消費に貢献できるような職員であるように呼びかけていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 商品券の活用なんかは、町長もいろんな方とお話しされて、なかなか使いにくい部分がこれまでも言われてきたのですけれども、子供用品なんかは決して全く扱えないわけではないし、扱っているところもあるかもしれないし、そういう事業所との町の連携によって町民のニーズに応じていく、それで消費を上げていくということは必要かなと思います。今何でも結構手に入る時代ですから、仕入れもできる時代ですから、その点については連携が必要かなというふうに思います。

再度1点だけなのですけれども、もとの人口にちょっと戻らせていただいて、今回の国勢調査では、実は日本の総人口が初めて減少したということもわかってしまったのです。これ初めてなのです。今までずっと日本の人口はふえ続けていたのだけれども、ついに今回の国勢調査、5年間ありますから、どの時点でというのはちょっと私も把握していませんけれども、5年後の国勢調査で総人口がとうとう減少したということがわかってしまいました。総合戦略のご説明が以前にあったときにも私申し上げたのですけれども、地球上の人口というのはこれからもふえ続けるということになっています。でも、日本の人口はこれから急激に減り始めるということなのです。まさにそれが今来てしまったのかなというふうに感じているのですけれども、ですから例えば今後の移住、定住対策なんかというのはもう減少する国内人口の単なる奪い合いになっていくということになるかと思いません。だから、先ほどもお伺いしましたがけれども、消費の回復または回復も必要だけれども、やっぱり拡大もしていくべきかなというふうに思います。それによって所得増を目指すべきだと。もう人口は正直当てにならないということになるかと思いません。実際これまでも例えば中頓別銘菓なんかでもそうでしょうけれども、ずっとつくり続けていただいている中頓別町の名物なんか、中頓別町の名前が入った商品なんていうのは結構あるわけなので

すけれども、こういうものを全世界に発信していく。もう日本の国内にはキャパがもうどんどん少なくなっているということです。例えば行政職員の方には、そのためのセールス力というものも問われているのではないかなというふうに思います。自分は自治体のセールスマンだと言っていた知事なんかもらっしやいましたけれども、これについて町長、日本の総人口の減少と中頓別町はどのようにつき合っていくかというのを再度お答えいただけますでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 少子化は間違いなく長く進行してきていて、それが寿命が延びたり、高齢者層が伸びていく中で、総人口としてはなかなか見えてこなかったものがはっきりと減少という形になって、いよいよ少子高齢化というものがある意味極点に向かって進んでいる現状があると。それが今の日本の社会という。その中であってよりさらに厳しい地域としての、いわゆる自治体の消滅などという言葉も使われるような現状が地域にあって、この中で生き残っていく、将来につながっていく町をつくっていくことは本当に厳しい、難しい課題なのだというふうに思います。ただ、私も去年就任以来申し上げていますが、これは絶対諦めないという、まずそういう気持ちが大変なのではないかと。できることをとにかく一生懸命チャレンジしていくと。町民一丸となってやっていくということに尽きるというふうに思います。そういう中で議員がおっしゃっていただいたような今この町にあるもの、もちろんこれからどんどんそういうものをつくっていければそれが望ましいと思いますけれども、まずあるものを外に向かって発信していくとかということも大事だというふうに思いますし、売るという意味は商品、物だけではなくて観光とか、そういうサービスも含めて、まずそういったところ、だから今インバウンドが日本に入ってきて、でもここまで来ないと。それをただ指をくわえて見ているのではなくて、少しでも来てもらう方法はないかと。それから、同じ近隣であっても何か保養に行くときに必ずしも遠くの観光地に行くというわけではなくて、枝幸町、浜頓別町や猿払村の近隣の人たちももっと身近に日帰りだったり、1泊だったりとかで地元の温泉を使ってもらったり、観光施設で遊んでもらったりとかというようなできるところをしっかりと取り組んでいくということが大事で、まず今できることをしっかりと考えて取り組むと。そのあたりをやっていくのが重要だろうというふうに思っています。セールス力が問われるということをおっしゃっていました。議員も含めて、私もぜひその先頭に立って一緒にやればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長お答えいただいたように、セールス力なんか私例えで出していますけれども、中頓別町全体で近隣に対しても遠方に対しても中頓別町をPRしていくということをさきの観光振興計画の策定なんかにも生かして、これから全体で行政と民間と連携をしながらやっていけたら、もしかしたら新たな消費につながっていくかもしれませんので、ぜひそういうふうにお考えいただきたいなというふうに思います。

済みません。長かったですけれども、以上で私の一般質問は終わります。  
○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了いたしました。  
ここで2時20分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時11分  
再開 午後 2時20分

○議長（村山義明君） 会議を開きます。  
受け付け番号4、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 6番、東海林が質問いたします。私は、今回町政執行方針と教育行政執行方針の中から伺いいたします。

まず、町政執行方針から3点ほど伺いますが、まず1点目は小林町長就任以来初めての当初予算となります。町政執行方針でも多くの政策が記述されていますが、町の理事者として平成28年度の政策事業として本当の重点事業、いわゆる目玉を挙げるとすれば、どの領域のどの事業になるか、3点から5点くらい挙げられれば挙げていただきたいと思えます。

次に、人口ビジョン、中頓別町総合戦略から、働きたい、暮らしたいとのスローガンがあります。この働く場所を具体的にどこに求めるのかお伺いしたいと思います。

3点目は、障がい者福祉の領域で、障がい者福祉の領域には身体障がい者と精神障がい者、知的障がい者、3障がいと言っているのがあるのですけれども、この中の身体障がい者福祉の具体的な政策事業をお示ししていただきたい。というのがないのです、はっきり言う。そこで、身体障がい者に対する具体的な施策、記述の裏に何か町長お考えがあればお答えいただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 小林町長。  
○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目であります。平成28年度に重点的に取り組む課題については、執行方針の冒頭でも申し上げていますが、子ども・子育て支援、福祉のまちづくり、地域経済再生の3つの柱を基本に据えつつ、総合計画及び昨年末に策定した総合戦略に沿って人口減少問題、地方創生に取り組んでいきたいと考えております。その中で小規模ミルクプラントの実現と6次産業化への展開、新たな展開を切り開いていくための観光振興計画の策定、子ども・子育て支援、教育を合わせた総合的な支援制度、体制の構築、社会福祉協議会との連携を基本に地域福祉の推進体制の確立、地域公共交通の抜本的な見直しなどを重点課題として取り組んでまいりたいというふうに考えています。

2点目であります。総合戦略では基本目標の一つとして、魅力ある働く場がある町をつくるという目標を掲げています。基本的には、まず今ある働く場をより魅力あるものにしていくことが重要だと考えています。6次産業化を含めた酪農業の振興、林業生産量の増

大、森林資源を活用した新たなビジネスの展開、医療、福祉分野での魅力づくりや人材育成支援、さらには起業化への支援、観光の振興などに取り組むことにしていますが、これらを総合的に戦略展開することにより、それぞれを魅力ある働き場所にしていかなければならないというふうに考えております。

障害者総合支援法に基づき、基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を基本としたサービスを提供しているところです。身体に障がいのある方に対する具体的な支援としては、身体障がい者相談員による相談支援事業や日常生活用具給付事業等の実施と下肢に障がいのある方々に対する福祉ハイヤー助成事業等を実施しているというところであります。

平成28年4月から施行される障害者差別解消法により、障害者基本法で定められている全ての障がい者、3障がいその他の身体機能に障がいがある方が障がいを理由とした差別を可能な限りなくすため、障がいのある人もともに生きる社会づくりを目指した施策を推進したいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長、1段階の質問として、私こう書いているのは期待としてはやはりある程度具体的にお答えいただけるかなと思って期待しておりました。まず、目玉事業は何かというところでお答えいただいているので、これはいいなと思ったのがミルクプラントの問題であります。ミルクプラントの実現ということで、執行方針ということの執行方針ですから、そういう意味ではことしミルクプラントについてどんなことをしようとしているのか、例えば規模はというようなことも含めてどんな構想をしているのか、まずこの具体的に出てきた事業としてお聞きしたいと思います、これはまさに6次産業とのかかわりが出てくるわけですが、この実現と6次産業化への展開というのは同一のものとして捉えるのか、ミルクプラントのほかに6次産業の展開を考えているとしたら、6次産業と簡単に言うけれども、そんな簡単なものではないですね。だから、その辺は何かことし具体的に6次産業化というのをお考えなのかどうか、この辺まず第1点聞きたいと思います。

それと、あとの問題については私ははっきり言って何もわからないのです。町長、観光振興計画の策定というものを住民は期待していると思いますか。そうではなくて、観光を言うのであれば当町の観光資源の何をどうしようかというところを聞きたいわけですが、計画策定なんか誰も期待していない。これは、町の施策として計画化し、それを実践するというお手本にすぎないわけです。今町民が聞きたいのは、観光振興をしたら何を一番町は大事に考えているのかなというのが聞きたいことなので、それを伺いたいと思います。

それと、子育ての支援、これも言葉として子育て支援、これやってもらわなければ困るし、小さいお子さんを持つお父さん、お母さんにしてみたら、何をしてくれるのかなど。子供は宝だと言っている町長は、ことし子育て支援を総合的支援制度を確立するというの

で、総合的支援というのもどういうものなのだろうか。より具体的な内容をやっぱり期待しているわけで、求められているところだと思います。できれば1つ何をしたいのか、子育て支援で。ここだけ伺いたいと思います。

それと、4つ目です。地域福祉の推進体制、これも言葉としてはわかるのです。町長がどういうことで地域福祉を、当然当町としては福祉の町として考えなければならないけれども、それでは地域福祉の支援、推進体制といったらどういうことになるのでしょうか。この体制というのはどういう枠組みを考えているのだろうか。例えばの話で、例えば独居老人の見守り体制だとか、何かこれを確立したいというのが出てきてほしいなと思うのです。ないとすれば仕方ないのだけれども、具体的に町長の頭の中にこういうことなのだよというものがあれば教えてください。

次に、総合戦略で言っている魅力ある働く場の働く場所づくりです。これもいろんな政策をしていくと働く場もできるだろう、これはわかるのです。そのために働く場づくりのために何が必要だからと言って何をしようとしているのか。町がどんな役割を担おうとしているのか、その辺もう少し本当に働く場がないと言われている当町にとって、新規就業してもらうのを期待しているだけでは働く場づくりにはならないと思うものですから、まず当面の働く場を確保するという前提はわかりますけれども、これから新しい住民もその場所を期待してこれるような働く場というのはどういうことを想定しているのかもわかれば教えていただきたいと思います。

3点目の身体障がい者の福祉なのですが、町長もこれ歴代の町長がそうなのですが、身体障がい者に対する施策って何もないのです、今まで。私も何十年も身体障がい者の福祉協会長をやっていますけれども、身体障がい者に対するものはないのです。しかし、障がい者の法制度について、一番国なりに働きかけているのは身体障害者福祉協会、北海道の連合会であったり、日身連といって日本身体障害者団体連合会というのがあります。その中で身体障がい者が圧倒的に数が多いものですから、法制度の改正等々に一番身体障がい者がやっているのです。これは、もう歴代そういうことになってしまっていて、しかし現実に制度化されるのは知的障がい者に対するものであったり、精神障がい者に対するものであっているのが9割方なのです。1割あるかなしかの身体障がい者なのですが、それを町長はここで言っているのは、例えば身障相談員の設置だとか、それと下肢、上肢等の装身具、これらのものについての助成、これは昔からあるのですけれども、身体障がい者相談員の設置も従来は北海道の制度で、道がやってきたことが数年前に町に移管されたものですよね。これ前からあった制度で、当町独自のものでもないし、当町だけしているものでもないのです。言うなれば障がい者に対する町の助成制度というのは一切ないと言ってもいいような状況です。

そこで、私も1つ例として挙げたいのは、障がい者が今一番困っているのは高齢化にあることと除雪問題の対応なのです。少なくとも肢体不自由、それから内臓障がい等々も含めて、身体的な活動が非常に弱っている身体障がい者に対して、除雪経費の一部助成など、

例えばこれは所得制限してもいいから、そういった制度を、具体的な障がい者が喜んでくれるような制度を考えていただけないでしょうか。

以上です、まず。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、1点目の質問に関して4点ほどご質問があったと思います。まず、ミルクプラントとありますけれども、小規模なプラントを今農業体験施設に設置をして、大体1回に60リットルだから、200ccだと300本ぐらいつくれるような本当に小さな機械を設置をしていきたいということでありまして、まず地元の給食であるとか道の駅の販売であるとかというようなところからやっていく。なかなかこれは、私の一番最初のところはもしかしたら勘違いがあるかもしれませんが、少なくとも昭和の最後、ふるさと創生のところから話のあった問題で、四半世紀以上にわたって実現をしてこなかった問題であると。やっぱりここは1つしっかりと小規模であっても一歩踏み出す必要があるという思いから、ぜひこれを実現させていただきたいということでありまして。6次産業化という前に、もう一つさらに中頓別町は今あるものとしてはやはり牛乳が一番の資源でありますから、これを活用したさらなる商品化とかということを含めて、それらを売ったり、加工したり、あるいはおもてなしに使うとかというような形での6次産業化への展開ということをやっていけないだろうかというのが考え方としてあるということでありまして。

2点目の確かに観光振興計画は目的ではなくて手段、過程だというふうに思っています。一番大きな問題としては、やはり今ある観光施設を維持、持続していくことがなかなか困難になっていると。財政的な負担が大きくなっていく傾向がやっぱり否めないということだというふうに思います。これを端的に言えば一番はやっぱり敏音知の地区にあると思えますけれども、今ある施設の有機的な連携をしっかりとって、これらを活用して、できれば収益力を回復できるところまでいく方策はないかということを探索していくのが28年度の大事なところなのではないかというふうに考えています。

それと、子ども・子育てに関してでありますけれども、27年度もいろいろ検討して、28年度からこども園を中心として保育制度の関係などについてある程度の見直しをしているところでありますけれども、1つは子供包括支援センターです。ありとあらゆる子ども・子育ての問題、課題に対して相談できる。それに対して一定の専門職種がいて支援できるような体制を構築するとともに、今のこども園を補うような、サービスを補うような形でファミリーサポートセンターをぜひ設置をしていくというようなことを考えています。あわせて子ども・子育て世代、これは結婚、妊娠、出産から少なくとも高校を卒業するぐらいまでを見据えていかなければならないというふうに思っています。この中で教育委員会にも放課後子どもプランだとか、あるいは夢と希望を！感動体験事業などに取り組んでいただいておりますし、こういったソフト面の充実や、それから町の財政力と見合わせて考えていかなければいけないのですけれども、これら生まれてから社会に出るまでの期間

にわたってどの時期にどういう支援をしていくべきなのかといったところをしっかりと打ち立てていきたいというのがここに書いた意味であります。

それと、社会福祉協議会と連携した地域福祉に関してでありますけれども、なかなか社会福祉協議会も多くの業務を背負っていて、その機能を十分に発揮し切れていないところがあるというふうに思います。そういう中で保健福祉課のほうに職員の増員もしながら、社協の業務をサポートできる体制をとりたいと。派遣という形をとるか、そのあたりについては最終的に詰めたと思っていますけれども、今よりも人員を増強する体制の中で、なかなか十分にやり切れていない見守り支援、それからサロン活動などをぜひ展開をして、高齢者の方、障がい者の方がいつでもいられるような居場所づくりなどについても取り組んでいかなければならないというふうな考え方を持っているということでもあります。

それと、働く場の問題、確かに新しくつくることが求められているのかもしれませんが、一方でやっぱり今ある働く場が魅力を欠いて、そこを担う人が亡くなっていくという、その課題を解決していくということもさらに重要だという認識をお話しさせていただいたつもりであります。確かに東海林議員がおっしゃるように、目玉になる政策をしっかりと打ち立てていくということは重要であるというふうに思いますけれども、一方で政策を連携させて切れ目なくしっかりと取り組むことで総合的に成果を上げると。その中でKPIのような指標を高めていくというようなことも大事なのではないかとこのように私は思っています。1点で地域振興を成功した事例、たくさんこれまでも紹介されていますけれども、では本当にそこが人口減少に歯どめをかけられたのかということ、なかなかやっぱりそういう実態はないというところを踏まえて、厳しい財政でありますけれども、その中で政策連携、総合的な体制を構築していくということが不可欠なのではないかという思いで、東海林議員から見るとちょっと物足りない、目玉の見えにくいというところがあるかもしれませんが、多分野、総合的に取り組むという中での働く場ということに尽きるのではないかとこのように思います。その中では、一番今職員が多いのは福祉関係の職場でありますし、そういう職場で働く方たちがこれからもこの町で福祉の仕事をし続けたいと思ってもらえるような、そういった取り組みなど、それだけではなくて、もちろん林業、農業を含めて、商工業を含めてということしていくという考え方だということでご理解を賜ればというふうに思います。

それと、障がい者の施策、これらの政策主体全てが高齢者福祉や介護が市町村にあるのと違って道のところでやっている分野ということもありますけれども、おっしゃるとおり障がい者の施策のところでは町独自のものは余りないというのが、せいぜい言えばタクシーの助成も出させていただいているというようなことぐらいなのだというのが実態だということに思います。除雪の問題、1点として例がありました。この問題も含めてぜひ地域の障がい者の方ともお話をする機会を持って、今どんな町としての政策が求められているのかということをお聞きした上で対策、対応について考えていきたいというふうに思います。お話のあった除雪問題については、28年度改めて抜本的に解決に向けた検討をしていく

ということでもありますので、その中でも障がい者の方、身体障がいのある方の支援の問題についてもしっかり検討に入れていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 期待したとおりに大変丁寧に再質問にお答えいただきました。私自身としては、よく町長がここまできちっと言ってくれたなと思っておりますし、私が考えている私自身の答えと相当合うところもあります。特に今伺ったことでは、地域福祉のことについては社会福祉協議会に対して保健福祉課から職員を派遣するというのは大胆な発想でありますし、行政で1人職員が減ったことが社会福祉協議会に入ってさらに能力が発揮されるか、その辺が鍵になると思うのですけれども、やっぱりそれは一つの試みとして非常に大胆な試みだと思うのです。それなりに期待したいと思いますが、1つ町長、ここで私は町の福祉を推進する上においては住民にもやはり求められるものがあると思います。住民がむしろ行動しなければならない部分もあると思います。例えば独居老人の見守りなんかは、やっぱりある意味では地域の自治会とのパートナーシップが求められるところですから、地域福祉の推進体制を町側だけで一生懸命消化しようとするのではなくて、もう少し地域と連携した体制をお考えになったらいかがでしょうか。この辺1つ確認させていただきます。

職場づくりについては、これは一朝一夕に町長も名案を出せる問題ではないので、今までの答え方でいいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、障がい者福祉の身体障がい者に対しては前向きなご答弁をいただきました。一応実は身体障がい者は当町にどのくらいの数がいるかというのと、約150人なのです。この中で組織として身体障害者福祉協会に入っているのは、かつては40人ぐらい、現在約20人ぐらいしかいません。ご本人がそういった組織に入って組織活動をして、場合によっては法制度の確立に向けた組織活動にも参加しない人が大部分なのです。参加している人はごく少数にすぎません。でも、こういった行政に対する要望等は私ども身体障がい者が知的障がい者や精神障がい者にもかわってやるべき任務をやっぱり引き受けざるを得ない状況にありますので、できれば障がい者との協議を町長は進めていただけるといので、期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

そこで、もう一つ、町長、先ほど再質問でお聞きすればよかったですけれども、実は認知症の問題です。認知症は、もう少しで5人に1人になると言っておりますよね、成人の。こういった状況にあるのですが、町長は当然知らなくていいのですけれども、当町の認知症の実態をおわかりですか。おわかりだったらお聞きしたいと思いますし、もう一つ加えて町長は福祉の職場づくりと先ほどご答弁にありました。福祉の職場づくりというのは、現在ある福祉職場の拡充も含めて当然考えられるわけですが、各町でもう認知症対策をしていますよね。それは、1つはグループホームであったり、認知症の方々をどうするか、扱うかによって非常にある意味では新しい職場づくりにもつながっています。ともすると、長寿園の施設を認知症対策に求めがちな気がいたしますけれども、これはやっぱり

認知症の専門職場として、現在の長寿園にそれを求めるのはちょっと酷だと思います。やっぱりある程度認知症の患者さんを収容する施設とそれを見守る人々の専門の施設が将来的には必要になると思いますので、この辺の見解を最後に質問させていただきます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、見守り体制に関しての取り組み方ということで、おっしゃるとおりこれは本当に町側だけで、行政だけでやるということではなくて、むしろ社協などがコーディネーターみたいな形で入って利用者、支援を必要とする人と支援の可能な地域の住民の方を結びつけていくというような、そういう役割を担っていく。自治会とも連携しながら進めていく、そういう考え方を基本に据えていきたいというふうに思います。

それと、認知症の問題であります。町内の実態というのは、明確に認知症の診断を受けている方が何人いるとか、そういう形での統計というのはないのです。ただ、地域ケア会議というのを開催をしていて、これは毎月各関係機関で集まっていて、そういう心配のある方などについて常に情報を共有しながら、支援が届かないことがないように対応をしてきている実態があります。ただ、まださらにこれからもっとふえていくという考え方に立つべきでありますし、それらの対策、対応として、うちの町は今若干おくらせていますけれども、介護保険法が改正になった関係で日常生活支援総合事業、これとあわせて地域包括ケア体制の確立の中で認知症対策をしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っています。先ほどの社協と連携していく事業の中でも、これらの主体になるというふうに考えているところです。

それで、問題はこれらの施設としての対応ということでもありますけれども、確かにおっしゃるとおり例えば養護老人ホームのもともとの機能から考えると、その中で認知症の方がふえてしまうと職員の対応ができないという実態がありますし、あわせて特養においても認知症が重症な方等の対応をしていくというのはなかなか難しいところがあります。まして今特養は要介護3以上ということになりますので、そういう中で認知症で何らかの支援が必要だという方が多くいる実態があることは間違いありません。ただ、ではグループホームを本町に設置をして、今まで採算に合うには2つのユニットだから18人の定員がというお話があります。本当に多分そうしないと、例えば運営が成り立たないのだろうというふうに思います。それだけの入所が見込めるかという、そうでもないということだと思います。今浜頓別町や豊富町が大体そう待機者も多くない、一、二名程度ぐらいなのではないかと思えますけれども、そういう中で運営していく中で、他町からの入所も含めてもなかなかそれだけの数にはならないのかなというふうに思います。そう考えると、やっぱり在宅の支援という考え方になるのではないかというふうに思っています。今病院も訪問看護も始めています。軽症というか、まだ進まないうちについては先ほど言ったような社協を中心とした見守り事業から在宅支援の介護サービス、そういったものを最大限活用して認知症を支えていく地域づくりをしていかなければならないというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 次に移りますが、町長、先に言っておけばよかったのだけれども、私は前の町長にも、いろいろ一般質問等々で、いわゆる全体議会の中で町長の答弁した中で、課長が答弁した中で、検討するだとか、いろんな約束をしたときには必ずしなければだめです。それ約束してください。それと、検討したけれども、できないものがあるのはこれ当然なので、遠慮なくそれはそれでいいのですから、ただ検討もしないで検討するはだめだから、これ1つ約束してください。

次へ移ります。これは教育長も同じことで前提で申し上げます。教育行政執行方針であります。まず、2つ伺いますが、1つは方針の中には教育行政執行体制について余り触れていません。何をやりたい、これをやりたいというのは住民側にとっていいだろうという思いで言っていると思うのですけれども、体制についても住民としては非常に大事だと思うところであります。この町にとって教育委員会というのはどういう立場にいるのが望ましいのか、教育委員会のありようも基本的に検討されてもよいのではないかと思います。これは、田邊教育長、まだ1年たたない中ですから、なおさら新しい感覚でこの検討をしていいのではないかと思います。教育委員会の組織体制や指導体制、現状のままでもいいとは思えないのですけれども、いかが考えているのか伺いたいと思います。

2つ目は、教育環境の整備であります。特に教育施設の経年劣化が目立ちます。これは、当町はある意味では近隣他町村に先駆けて結構な教育環境づくりを、施設づくりをしてまいりました。早い年代にやってきたものですから、それだけに経年劣化が目立つわけです。それは、学校教育、社会教育にも同じでございますので、教育長が今それぞれ学校教育、社会教育施設を急ぐ、整備が急がれるというものを3点ぐらいずつ挙げていただきたいものだなと。それは、私も長い経験の中から考えていることと合うのかなとか、どう違うのかなという思いで、そこら辺の整合性を見たいと思ひまして質問いたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 答弁いたします。

東海林議員からこの質問をいただきまして、私の頭の中には執行体制、組織体制、指導体制等については正直ありませんでした。ご指摘については、真摯に受けとめさせていただきたいと思います。現在教育委員会事務局の教育グループは、グループ長が配置されておりません。次長がその役割を担っており、総務、学校教育に2名、社会教育に2名、学校給食センターに1名の職員、ほかにALTや臨時職員を配置しています。一人一人の業務内容を全て把握しているわけではないのですけれども、そういう意味でいうとグループ長の配置が望まれるところなのですが、多忙なときには相互に協力する体制はできていると私は認識しています。特に各種スポーツ大会でありますとか、文化発表会等社会教育関連業務につきましてはグループ全員がかかわります。先般開催しましたキッズスキー教室やスノーフェスティバルでは、私も含めて委員会職員が一枚岩となって動いていると認識しています。

教育委員会のありようは、役場の組織の変更と連動するものと認識しています。これや

はりグループ制になったというのは、全体がグループ制になったから、従前のような係制から変わったというのもここにあるのだと思います。私昨年7月から教育長を務めておりますけれども、この8カ月の間で委員会の組織体制や指導体制で業務遂行が滞るということはございませんが、職員の力量や迅速な事務処理等で課題があるかなというところははっきりあります。当面は、現状を維持する中で望ましい教育委員会の組織や指導体制のあり方を模索してまいりたいというふうに思います。

それから、2点目、本町の教育環境の整備でございますけれども、ご指摘のとおり関連施設は経年劣化や老朽化が進んでおります。学校教育施設で整備が急がれるものとしては、1つ目に中学校の校舎の防寒対策、2つ目は小学校校舎の大規模改修、3つ目は学校給食センターの建物、設備の修繕、改修の3点。社会教育施設で整備が急がれるものは、寿スキー場のリフトのリニューアル、青少年柔剣道場、郷土資料館、図書室の外壁、屋根、タイル等の修繕、3つ目に町民体育館の老朽化対策の3点を挙げさせていただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 教育長、本当に真面目にご答弁いただきありがとうございます。再質問する前に、私は教育行政執行方針の内容について、簡潔明瞭に文言の流れも非常にわかりやすく、大変よかったなど。教育長の苦労がしのばれるなど思っております。何か教育長の人柄がこういった文言になったのかなと思って、数十年前ですが、かつて私も原稿を書いた思いがありますが、非常にわかりやすいいい内容だったと思います。

さて、改めて再質問させていただきますが、まず私が考えてほしかったのは、教育委員会が今置かれている場所です。これでいいのかなど。教育委員会の使命は、教育行政の執行なわけですから。それは、ある意味では事務的なものと指導的なものに分けられるわけですから。学校の校長さんら、教頭さんが教育長にいろいろ協議あるときには、そうさほど問題なく今のありようでいいかなと思っておりますが、一方社会教育関係者、これは全く民間の人たちがそれぞれのサークルで活動の中で教育委員会に指導、援助を願うことになると思うのですが、なかなか今の事務局のありようの中で来れるかという来れないという人が大半なのです。文化、スポーツ両面の団体において。教育長はまだわからなかったと思うのですが、もともと昭和40年代、高等学校が上駒へ新設移転したときに残った校舎を活用して教育委員会をその校舎に独立して持ってまいりました。それまでは、古い役場の中の片隅に今と同じように教育委員会が入っていたのですけれども、教育の理念は町の行政の中でも、これは基本的に教育基本法にあるわけですから。教育独立の精神がやっぱり教育は一般行政とは全く別だという思いとある意味でいったら教育が教育委員会が責任を持って全てやらなければならないのだという、その精神が役場から別な施設へ移った根源なわけですから。それ以来、私が昭和44年に社会教育主事と教育次長を兼務してございまして、やって以来初めて社会教育主事を置いたわけですが、昭和50年に町長部局に私はかわりまして、その間社教主事不在になりました。派遣社会教育主事を道教委に求めて、2年間ほど空白

だったのですが、その後社会教育主事が派遣され、それ以来連綿と社会教育主事の配置は行われてきたわけであります。そういうことで、私もかつての記憶を取り戻しながら、当時はやっぱり教育委員会が独立したこともあって、社会教育団体が毎日のように教育委員会にいろんな相談や要望を伝えに来ていたわけです。そういったことを考えますと、まず場所的なものでちょっと今問題でないかなと思うのが1点。

それと、社会教育主事の対応、体制が今どうなっているのかというところを大体わかっているのですけれども、ある意味ではご指摘申し上げたい。ただ、社会教育行政の推進については、今いる職員が一生懸命やっていることは認められるのです。ただ、やはり社会教育主事というのは教育長もご承知でしょうが、行政職ではありますけれども、教育公務員特例法では教育公務員に当てはめているわけです。そういう意味で今社教主事という職務が発令されている者が全くいないということにちょっと残念だなという思いがあるわけです。これを教育長はどう評価しているのか、これからどうしようとしているのか、この辺伺いたいと思います。

申しわけありません。今の教育委員会の場所と社会教育の指導体制の問題、それと教育長が執行方針で言っているアクティブラーニングという言葉、これ最近というより近年教育界では随分使われているのですけれども、アクティブラーニングというのが教育行政執行方針は第1回定例会で言うので、あたかも議員たちにわかってもらえばいいかという思いもあるかもしれませんが、これは決してそうではなくて全住民に方針を伝えているものであります。私は、そういう意味では教育関係者は当然わかっていることではありましようけれども、高齢化率38%になろうとしている当町の住民の皆さんにアクティブラーニングの理解がされているとはちょっと思えないのです。そういう意味では、アクティブラーニングの意思を簡単に説明していただきたいことともう一つ含みたいのはアクティブラーニングが当町の小学校、中学校にどのように浸透されているのか、その辺教育長、まだ1年足りないところですが、ちょっと伺いたいなと思っております。ちょっと事前通告なしのことで申しわけありませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 答弁いたします。

まず、1点目、場所のことについてでございますけれども、私正直申し上げまして、本町に来て教育委員会はここというところで座りました。今東海林議員のほうから従前はこのようなだったということを聞きました。従前は、毎日のように何らかの形で社教関係の方が来ていたと。非常に活発だったのだなというふうに認識させていただきました。それで、このことについては、正直今ここでここがいいとかあちらに行きたいということはなかなかこれは申し上げられません。やはり正直申し上げまして、最初来たとき真ん中だったのですけれども、10月になりまして町長席のほうに移りましたので、私としましては従前の席よりは今の席のほうが業務はやりやすいと正直に申し上げます。

それで、非常に困り事云々がありましたときには、別室でありますとか、相談室等で現

状は対応しているところなのですから、もしあの場所がどうしてもまずいということであれば町長にお願いしなければならないかもしれませんが、今のところは私特に場所にはそんなにこだわらなくて、町長室がああいうスペースですから、教育委員会もやはり町長と同じようにオープンスペースで物事を遂行するのだなというふうに考えております。今のところは、町長との連携も速やかにとれますので、どこか別なところに行くというのはちょっとここでは何とも言えないというしどろもどろな答弁とさせていただきたいと思っております。

それから、社教主事のことについてでございますけれども、現在社教主事ということで配置はしていませんけれども、資格を持っている者は2人ほどおります。この2人の社教資格が十分に活かされていけば、もう少しというか、さらに社会教育行政の執行についてはスムーズに行くのではないかなというふうに考えていますが、大変申し上げにくいことなのですから、なかなかスムーズにいかない状況もあります。それがゆえに今社会教育を担当している主担当が2人いますけれども、2人が奮闘努力しまして、それに教育委員会職員が協力しているという体制です。もちろんその社教主事資格が十分に活かされるようになればもっとスムーズなのですから、やはりその部分については大きな課題があるというふうに思います。

では、その課題の解決をどうするのかということなのですが、一つの行事が終わったら、そこで反省をして、その反省を次の事項に活かしてもらいたいというふうに考えるわけですが、その反省が残念なことに活かされていない。また同じことの繰り返しというような状況の中でもがいているという状況です。東海林議員が社教主事やっておられたときから見れば、当然それは幾分物足りなさがあるかと思っておりますけれども、委員会としては今のところは全員と申しますか、一生懸命努力しているということだけはご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、アクティブラーニングなのですから、これ大変申しわけございません。教育大綱のほうには括弧して書いてありますけれども、私にその意識がなかったことを深く反省させていただきます。説明いたします。アクティブラーニングというのは、能動的な学習という意味です。いわゆる簡単に言いますと発表するとか、議論するとか、活動する、要するに先生が一方的に知識を教え込むのではなくて、教えた知識をいかに活用するか、使っていくか、そういうことを子供たちにさせる授業のことをいいます。課題発見、解決に向けた主体的、共同的な学び。というのは、発表するということになりますと言語活動の充実になります。そんな授業なのですから、これは今始まったことではなくて昔からあることなのです。大学のほうで知識偏重というか、そういう授業があって、それではよろしくないということで、このアクティブラーニング、能動的な学習というのが出てきました。能動的な学習と言うよりはアクティブラーニングと言ったほうが何かナウい感じがありまして、行くような感じがあるのかもしれませんけれども、そんなわけでアクティブラーニングという言葉が今のはやりということになっております。

小学校、中学校ともに細谷議員のときに申し上げましたけれども、まとめたことを発表するというをやっています。これがまさにアクティブラーニングなのです。中学校の場合はグループで発表しますから、そのグループの中にディスカッション、討論があるのです。そこで自分の意見を言って、一つにまとめています。こういう学習なのです。小学校は、今もやっているわけなのですが、小学校の先生と話をして、アクティブラーニングというのはこういうものなのですよと、あなたの考えで間違いはないけれども、それだけではなくて、もっと別な観点で深めてやってくださいということを私小学校や中学校の先生に求めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） しっかりお答えいただいてありがとうございます。一般質問の答弁というのは、なるべくそういうふうになりやすく答えてもらいたい。

そこで、場所について今どうこうということにはならないとは思いますが、基本的には教育委員会のありようは歴史的過去にやっぱり見習うべきものもあると思うのです。そういう意味で一般行政から教育独立、ただ教育委員会、教育基本法でしたか、昨年が変わりまして町長も、教育委員の組織そのものが変わりましたが、教育長はそれだけの実力も伴うようになりました。ただし、一方では市町村理事者が総合教育会議を主宰するという、今まで余り口出ししないのが町長だと思っていたのだけれども、口出しできるようになりました。それだけに町長の執行方針の中にも社会教育なんていう領域が記述されるようになったのです。これは、随分発展してきたなと褒めてやりたいと思いながら、しかし教育長は今までの教育権限をさらに拡大した形になりますから、町長に遠慮することなくいい教育を、地域に合った教育を、求められる教育を実行する立て役者であるわけですから、その辺教育長の力を信じたいと思います。そういう意味からも、余り町長のそばにいないほうがいいのです。町長は、副町長も置かないで、何かあったら教育長がいるから、教育長にかわせようなんていう思いがあると、これは教育長としては非常に困る状況があるのです。だから、早くさっさと副町長を置きなさい。そういう非常に上から目線で物を言って申しわけないけれども、これも私が少し先輩だと思って聞いてもらいたいことなのです。だから、町民センターといういい格好の場所が教育委員会の場所としてあるではないですか。あれが社会教育現場なのです、教育長、町民センターこそ。役場には現場ないのです、社会教育の。私は常に現場だと思っておりましたので、いつでも現場に社教主事が行けるといような関係を求めたいと思います。

それと、もう一点、社会教育主事の専門性を今教育長に言おうとは思いませんが、昔から3P論というのがあって、プランナー、プロデューサー、プロモーターという、こういった、一つは演出家なわけです。それなりに成人教育を担っているわけですから、社教主事に求められる資質というのは非常に高いものがあります。私はその資質にたえられたとは到底思えません。だけれども、踏ん張りました、社教主事として。1人しかいなかったけれども。今社会教育主事の免許を持っている人がいるのですから、私は先輩としてそれ

は求められるものは質的に高いけれども、しかしはっきり任命すべきではないかと思えます。教育長もおわかりですけれども、校長をやっていたときに新卒の教員が来たけれども、まだ力不足だから教諭の発令できないなんていうばかなことをしませんよね、これは道教委が命課するわけだけれども。せつかく社会教育主事は置くことができるので、置かなければならないわけではないけれども、免許がある者に対して、本人が資質を高める努力を期待しながら、早く他の住民にもこの方が社会教育主事ですよということをきちっと命課してそれだけの仕事を求める、そういった体制をやはり早い時期に組んでいただけるのかなということを期待しているのですが、これで終わるのですが、最後にそのことについてちょっとお答えいただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 最後の社会教育主事の命課についてでございますけれども、確かに現在2名の職員が社会教育主事の資格を持っております。非常に答弁に苦しむところでございますけれども、命課して今以上の社会教育行政がスムーズにいくかということを考えたときに、私は決してそうはならない状況のほうが高いというふうに認識しています。本来であれば社教主事資格を十分に生かしてもらって、1年目から、来たときからあなたが学校で学んできたことを実践に生かしなさいというのが筋だと思います。残念なことにそれを生かすことがなかなかスムーズにいかない。そこに今の教育委員会体制の大きな課題があります。なぜ生かされないのか。そこは、もうこれ以上は申し上げることはないのですけれども、そこで非常に苦労しています。確かに教員でそんなことがあったら大変なことになるのですけれども、ただ同じ取り組みの繰り返しで、やることは違っても企画運営準備等はそう変わることはないのです。それを繰り返していく中で一つ一つを乗り越えていくというのが私の求めるところなのですけれども、なかなかそうはいかない現状があります。もう少しこの状況が改善するには時間がかかるというか、そう思います。やはり勉強してきたことと実際に生かすこと、これはイコールではないような部分が今はあるのです。その部分をやっぱりこれは教育委員会の全体のものかもしれないけれども、そこを上手にイコールになるように持っていかないと苦しいなと思えます。教員の場合は、教育実習があります。その中で現実と子供たちに向き合っている程度やってくるわけですが、社会教育主事の場合は確かにそういうのはあるとは思いますが、やはりこの役場に来てやろうと思ったときにはなかなかそうはいかない部分があるのだと思います。その部分を本人が乗り越える、あるいは我々が上手にサポートすることが必要ではないかなというふうに思っています。東海林議員の時代の社教の実力というのは十分認識させていただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 大変真摯なご答弁いただきましたことを厚くお礼申し上げます。質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で3時半まで休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時30分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

受け付け番号5、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） 受け付け番号5番、議席番号7番、星川です。それでは、今回は一般質問の2点のうち、まず1点目、町政執行方針からということで質問させていただきます。

管内一の人口減少率であることから、いち早く総合戦略の4つの目標である働く場、結婚、出産、子育て、移住者の受け入れ、安心して暮らし続けられる町を実現しなければならないと私は思っております。人口減少に歯どめをかけるための将来的に安定して働くことのできる職場確保として、私は町の定員管理計画見直しによる職員採用、それとあわせて臨時職員採用による長寿園、また温泉への出向などが考えられるが、それに対しても課題も相当あると思います。そこで、採用に向けて新たな給与制度の導入、それと早期退職、またこれは批判も受けますが、共働きの解消に町長はどのように考えておられるか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の質問に答弁させていただきます。

当町における職員数は、人口規模が同じような団体、類似団体の職員数を基本に算定し、定員管理計画を作成しており、今後も同様の考え方で対応しなければ独自財源の乏しい当町では地方交付税が減額となれば人件費や償還金等の義務的経費の割合が大きくなり、財政の硬直化を招くこととなるため、慎重な対応が必要と考えております。しかし、現在の職員数では新たな事業等を推進する上で支障を来している状況にあることも否めませんので、そうした点を考慮した職員採用等を考えてまいります。

新たな給与制度の導入に関しては、職種等を勘案して検討すべきとの考えを持っております。早期退職者制度については、制度に沿った運用をしていかなければならないところではありますが、本年度においても複数の組織の中核的な職員が早期退職されることとなり、その大きな穴を埋められないでいる現状があります。貴重な人材が定年まで勤めていただけるよう対策を考えるとともに、早期退職に備えた早目の人材確保と育成などの対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

共働きについては、働くことにおける基本的な権利を尊重し、男女共同参画社会の実現、一億総活躍社会、女性が活躍する環境の実現という視点に立ち、適切に対処していくことが必要という考え方を持っております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま町長の答弁で、人口規模が同じような団体の職員数を基本に算定しているところだと答弁がありました。現在定員管理計画はどのくらい先までできているのか、平成28年度からの計画書が策定されているのであれば、これを提出してもらいたいと思います。その提出はこの一般質問が終わった後でいいですので、よろしくお願ひしたいと思います。

その定員管理計画を見なければ私はちょっと評価もできないわけですが、一説に、各自治体により多少の差はあるものの、地方公務員が採用されてから60歳定年まで、皆さんのどのくらいその間収入あるかご存じでしょうか。高卒で、要するに60歳定年まで、生涯収入2億5,000万円とも言われております。それと、短大卒が2億7,000万円、大卒で2億8,000万円です。本町において差は多少あるかと思いますが、これは誰か1人犠牲になって、これ簡単に計算できるのです。そういう方式がちゃんと出されているのも私は見ました。そういうことを皆さん、よく考えてください。皆さんは、まちおこしの職員です。

それで、私の質問はこれからです。ことし卒で27年度社会人卒採用も含めて4名います。それと、先日総務課長が来年度の職員採用3名、大卒と言うのを聞きました。合わせて年収は軽く10億円です。10億円突破します。人口減少が続く本町にこの財政は将来大きく圧迫することも確かです。人口減少率が管内一となった本町では、今後先ほど誰かの質問等もありましたけれども、交付税が減っていくでしょう。何か横ばいとは言っていますけれども、これは必ず今後減っていくと私は思っております。そこで、職員数を他の市町村と同様の比率で考えるわけにはいかないと私は思っております。そこで、提案です。早期退職についてです。早期退職は、このごろ何人か出てきております。私は、早期退職してもらったほうが逆にいいのかなと。人件費がその分下がってきます。そして、端的に言えば定年の2年前くらい前に早期退職でやめれば多分1,500万円以上は違うでしょう、人件費。それを勘案いたしまして、人事制度上定年退職者を再任用。これ再任用です。安く使えるのです。いいことです。それで、人件費を抑えることもして、これは多分年金受給年齢までつなぐことができるようになっていっていると思います。そこで、再任用の方を、これは再任用となれば早期退職者といえば役職でいえば課長もしくは参事、要するに人、その下にやっぱり職員がいるというくらいの人だと私は思います。その人があえてやっぱりその下で再任用で仕事をするというわけにはいきませんから、そこで私が言う出先、要するに出向です。先ほど来一般質問等にも出されている長寿園、観光施設でもある温泉、これは長寿園も新聞報道で職員も採用しても何か来ていないようです。来るわけないですね、ああいう新聞報道をされますと。温泉もそうです。何か監督署から言われて、町も携わっている施設でそういうことがあれば誰が来ますか。募集しても来ないです。そこで、私はそういう職員をそっち側のほうに出向として向けるというのも一つの手ではないのかなと思っております。

それと同時に、あわせて臨時職員の採用です。これは、前々から議会でも言われておりますけれども、臨時職員についてですけれども、町は条例もなくってちょっと使い方が私たち議員にすればおかしいのではないのかなど。本来であれば6カ月で終わりですよね。そしてまた、延長しても1年。本来であれば6カ月が過ぎれば募集をかけるのが普通だと思います。それもないまま使っているという、そういう不自然な臨時職員の使い方しておりますので、そこの辺根本的に見直しして条例化を、作成してもらいたいと思います。これは、先ほどちょっと道新の記者さんとも話したのですけれども、隣町、枝幸町で、今回臨時職員に対しての条例化を出したということで、何か臨時職員は枝幸町では100人を超すと言っております。それは、多分あの町でも話題となった温泉、ゴルフ場等々にそういう臨時職員を派遣していくものだと私は今わかっているところです。

それと、共働きについて、先ほどの例から考えると悪いですが、2人で生涯収入5億円です。これは、町民がこれを聞くとどう思いますか。今町民の年収1人幾らだと職員は思っておりますか。300万円ももらえばいいほうです。それによく職員は考えてもらいたいと思います。中頓別町の1年の町税の5年分が2人の生涯収入になってしまうのですから、これは私は町民がこの数字を聞けば驚くはずだと思います。町長の答弁の基本的な権利はわかりませんが、理事者の考え一つ、指針で示すことができるわけです。今回昨年ですか、採用された職員はご結婚なさいまして、いますよね、職員の。そういう採用時から暗黙の了解といいますか、嫁さんになって子供できたときには何とかお願いしますというようなことも1つは案として、町長として一言やっぱそれは言えるべきなのかなど。そういうことも考えて、もう一度町長、人件費も少なくして、働ける場は中頓別町は、この町は役場しか今ありません。それが現実だと思います。JAで募集をかけても給料が安いから来ない。長寿園でも求人かけていても仕事がつらい、時間が大変だ、住まいが悪いということで応募者がいないということも考え合わせて、町長の考えを再度お願いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、定員管理計画につきましては、今ある定員管理計画は今年度末までということになっていて、それで計画に対して現状の整理をかけたものはあります。今後の定員管理をどうしたらいいかということについては早急にまとめて、それは次年度以降の採用にも適切に反映していきたいというふうに思います。今出せる関係の資料については、後ほど出すようにさせていただきたいというふうに思います。

それと、公務員の生涯人件費の話がございました。これは、私自身も2回ほど町の行革大綱、2度目は中長期の行財政運営計画というような形でありましたけれども、1回目につくったとき、平成8年からの10カ年計画は、行革計画を第2次のものをつくったときにも、当時公務員の生涯給与3億円というようなことを前、公務員が1分追うごとに五十円玉がチャリン、チャリンと落ちていくという。時給3,000円ぐらいになるということです。そういったようなコスト意識、それを職員がやっぱり持つ必要があると。当然職

員の採用計画においても、やっぱり1人採用するというのは40カ年継続の3億円事業という言い方もできるわけです。それだけの慎重さというか、思いを持った職員の採用という考え方を持つべきなのだというふうに私自身思っておりますし、その認識に立ってこれからは職員の採用については当たっていかねばならないというふうに思っています。

それで、ご提案がありました早期退職者の取り扱い、再任用の考え方、それから臨時職員の採用の問題、これらについては私も就任してから抜本的な対応が必要であるという認識に立って、総務課のほうにも既存制度でどこまで制度ができるのかというようなことについて検討を進めてもらって、検討するように指示をしています。なかなか進んでいないところもありますけれども、今後に向けて言われたような制度のあり方、ご提案の趣旨も含めて検討していきたいというふうに思っています。

それと、共働きの問題については、先ほど申し上げましたとおり私は世帯を見て2人が幾らになるとかという視点ではなくて、基本的には女性も男性と関係なく、やっぱり働く機会、権利を有していて、そのことによっていかなる差別も受けてはならないと。それは採用時だけではなくて、生涯にわたってそうなのだという考え方が基本だというふうに思っています。たまたま狭い地域なので、そういう世帯があると周りから見るとうんと思うようなところも確かにあるのかもしれませんが、考え方の基本はそこから崩れることはないのではないかとこのように私は思っています。ただ、昨年末に近いところで、私も若い職員の皆さんと色々な意見交換をさせていただきました、ここ数年で入った職員の皆さんと。地域柄今結婚するような世代に関して言うと、男女比が非常に偏っている。とにかく女性が圧倒的に少ない割合になっています。そういう趣旨からも、地域にいる女性に関してはできるだけ職員以外の男性に多くの機会を譲って、職員については町外から連れてきてくれるようにぜひ頑張ろうねとかというような、半分冗談ではありますが、半分本気の思いで話をしています。職員であることを理由に働く権利を失うことはあってはならないというふうに思っていますし、そんな中でただ星川議員が言われるような地域の事情なんかも見て行動する職員であることも必要だというふうに思っていますので、厳しい環境の中で限られた職場をどういうふうに、特に公務員はある意味地域の中では恵まれた職場だというふうに言われる方もあると思います。そういう中で能力を発揮して、地域の皆さんに必要で認められる職員であってほしいということを述べ、またそういう職員に育てる努力をしていって、少なくともそれだけの費用をかけて働いてもらう。払っているのにふさわしいと思ってもらえるような職員像、組織であるように心がけていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） これ再々質問ではありません。なぜ私は職員に嫌われるようなことを言うかです。これは、皆さん思っていると思います。これは、あえて私も嫌われているなどは感じておりますが、私はやっぱり将来、町のことを考えるからです。先ほど来言っているように、悪いですけども、1人がやめればそこに若い者が来て、結婚し、そ

こで子供もでき、それが定住です。それがクリアできるのです。そこら辺を役場職員の高給取りの方々はまだ一度考えてもらって、町のために、もうそれ以上は言いません。

それでは、次の2問目の質問にかえさせてもらいます。教育行政執行方針からということで質問させてもらいます。教育長の教育に対する理念、情熱、思いが感じ取られました。これは、お世辞でも何でもありません。本当のことです。教育長の思いに応えられるため、地域、学校、行政にどのような協力を期待されるかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 答弁させていただきます。

初めに、教育に対する私の思いを感じ取っていただきましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。地域には、地域の皆様の教育力、経験等を学校で生かしていただきたいと思えます。学校行事等、学校へ来ていただきたい。通学路の見守り活動等、防犯、防災にも協力をお願いしたいと思います。学校には、地域の教育力を活用して、学校教育に生かしていただきたい。特に先生には、元気が一番、前向きであってほしい。子供たちを背中で引っ張る。先生は一生懸命みんなの未来の幸せのために努力しているという気概を持ってほしい。そして、先生が地域の行事に積極的にかかわる、参加する、協力することを期待しています。行政には、教育関連施設の整備方針の確立等、予算面での支援を期待しております。

子供は、家庭で育て、学校で磨き、地域で鍛えるものと考えます。また、学校は地域とともにあり、行政は家庭や学校、地域を支えるものとも考えます。子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、地域が教育にかかわる教育の実現が不可欠です。私は、将来的にはコミュニティスクール、学校運営協議会を設置している学校、また横文字使いまして、これが意味が云々ということはあるかもしれませんが、多少コミュニティスクールについて申し上げますけれども、コミュニティスクールというのは学校運営協議会の委員がこれに当たります。委員については数名、10名ぐらいになっても構わないのですけれども、この委員になる人は保護者、地域住民、有識者、自治会長さん、そこには校長、教頭も入ります。また、コミュニティスクールヘルプデスクみたいのがあるのですけれども、コミュニティスクールを専門にやっているというか、その先導役というか、リーダーの方も入るようになっていきます。こういう人たちを委員にしまして、コミュニティスクール、学校運営協議会の役割は3点ありまして、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができる、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べること、この3つがあるのです。ただ、最後の教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるということ、言葉よくないかもしれませんが、この先生は動かしていただきたいというようなことではございません。こういうような先生に来てもらいたいよという意見を述べるということではございます。こういうような協議会を設置するのが学校運営協議会というものです。このコミュニティスクールの導入を目指しています。職員に

意識改革を図るとともに、開かれた学校から一步踏み出し、地域の皆様と目標やビジョンを共有して、地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校への転換を思い描いております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） ただいまの答弁に私は異論はございません。私が議員をさせてもらい17年間、代々の教育長には申しわけないのですけれども、これぞ教育論というのには私はやっと出会ったのかなという感じがします。頑張ってもらいたいと思います。

そこで、2点聞きたかったのですけれども、1点目は東海林議員が聞いた中でちょっと重複しているので、やめまして、1点だけお聞きします。小学校も年々児童が減ってきております。多分来年度、新年度は入学者が4名か5名ですよね。そうなれば、複式学級というのもあり得ることになってきます。こういう小規模、中小規模な学校には大変な事態が多分出てくるのでなかろうかと思えます。そこで、山村留学制度、これは私の分野です。山村留学制度に取り組む考えはないか、これだけお聞きしたいと思えます。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 山村留学制度に取り組む思いは、私は現在のところありません。親と子供が来てこの町で教育を受ける親子山村留学については、これは大いに受けたい。受けとめさせていただきたい。ぜひ来ていただきたいと思えます。いわゆる里親山村留学あるいは別な組織、NPO等がつくる、そこで面倒を見て学校に通わせる、そういうのもあるかと思えますけれども、親子山村留学については大いに来ていただきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） そこで、今教育長が言ったように里親制度、これは大変なことです。これは、ある程度地域がしっかりしていなければ成り立つものではないと思っておりますし、現に昔私たち卒業して、もうここ10年になりますか、17年間私たちの地域で山村留学制度を取り入れて学校維持のためにやってきました。延べ100名ちょっとの児童生徒、小学生から中学生まで来ておりました。1軒で預かる子供が多いところでは3名いましたので、それは私も経験ありますけれども、大変なことです。自分の子もいながらよその子も教育していくというのは本当に大変なことで、強いて言えば自分の子を犠牲にしてまでやっていかなければ成り立たない制度だと実感しております。そこで、親子留学制度、教育長、そう簡単に言いますけれども、先ほど私町長の質問にも答えの中で職場がありません。職がなければ親子制度で来ても経費はかかります。そこで、ある程度の職があればそれは親子制度大歓迎です。そこで、児童生徒も確保できます。まず先に私が先ほど来町長に質問したように、職場を見つける。働く場がなければそういう人も来ません。働く場があれば定住して、そこでまた人口もふえていくシステムですけれども、今このような町に、このような町と言ったら申しわけありませんけれども、あえて1組、2組が来てもそのような形だと思えます。頑張っても2組も来れば、親子留学で。それを拡大して

いくためには行政の助成も必要なのです。手助けも必要だと思います。それも鑑みて行動していかなければ、この山村留学制度、親子留学制度は成り立っていないのは教育長もご存じだと思いますので、今後山村留学について、町民からいろいろと話題が提供なされるかと思いますが、そのときには教育長として前向きな姿勢で対応をしてもらいたいと思いますが、再度お伺いします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 私の考える親子山村留学というのは、もちろん家族で来るという山村留学もあると思いますけれども、お母さんと子供さんが来る、あるいはお父さんと子供さんが来る、こういう山村留学を描いています。やはり経済的な基盤があって、どこか別なところで学んでみたいなというような方、こういう人たちを正直考えております。家族全員で来てくださればそれは大変よろしいでしょうけれども、そのためにはやはり星川議員ご指摘のとおり働く場所、ここで働くということが一番大きなことになると思いますので、単純ではないかというふうに思います。以前親子で来ていて小学校に通っていたというのを聞いていますので、親子山村留学というのについては私は大いに受け入れます。ただ、これは私の持論ですけれども、里親山村留学、これ大変なことなのです。やはり学校教育を預かっているときに自分のお子さんを最大限に考えると思うのですけれども、その子がいながら山村留学してくる子供の面倒を見るというのは非常にもう頭が下がる思いです。ただ、そこで言い過ぎかもしれませんけれども、子供たちがそこに来る、その背景、それを私は大きく考えさせていただきたいと思うのです。どうして山村留学に来たのと。中頓別町に行きたいから、その自然のもとで勉強したいからという子供たちもいるでしょうし、これは私が稚内高校にいたときに衛生看護科がありまして、寮がありました。必ずしもこの目的のためにという子供でない子供が来ていることもあるのです。それを考えたときに、やはり子供というのは親のもとから通う、これが一番であろうというふうに私は思います。もう少し申し上げれば、その子供たちの人数で中頓別町の小学校が複式学級にならないというふうに思ったとしても、それは本来の中頓別町で育った子供たちにとってプラスになるのかどうか、そこについては私自身としては疑問があります。やはり今ここにいる子供たち、この子供たちをまずはしっかりと子供に育てる、これが私の求められる立場ではないかなというふうに考えています。

ちょっと視点はずれますけれども、来年は複式学級ができます。3年生、4年生は8人、8人で16人しかいません。17人いると単式になるのですけれども、複式ということになります。それから、来年1年生は、1年生入ってくるというふうに聞いていますので、5人になりますけれども、この5人は次にまた同じようなことになってまいります。そういう中にまさに入ってまいりました。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 今後山村留学について教育長とちょっと話もしていきたいと思います。私の持論としては、今教育長が言ったように子供は親が育てるもの、それは当た

り前です。でも、山村留学で、親が育てられない子もいるのです。それを私たちやはりそこで何とかしてあげたいという気持ちがあるのです。出しゃばった言い方かもしれませんが、生まれてきて育つ以上にはそこで何とかその子を手助けをしたい。そういう思いで山村留学というのがあるのです。私もいろんな子供を見て、いろいろ体験しました。向こうの親ともけんかしました。親放棄ということに向こうの親にも何度も電話でやりとりしたことも経験もあります。そういうこともありまして、今後この山村留学について教育長と、教育委員会ともいろいろと話していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終わりました。

受け付け番号6、議席番号2番、長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 受け付け番号6番、議席番号2番、長谷川でございます。私からは、新エネルギー導入について1点質問させていただきます。

平成28年度町政執行方針、環境の保全と創造の中で、自然環境を活用した新エネルギー取り組みに関して、林業施業の残材を活用する取り組みとあわせ、木質バイオマスを中心とした具体的な取り組みの検討を述べられております。また、産業振興、地域経済の活性化と社会資本の整備の中でも木質系資材を活用した事業導入の検討が述べられており、その検討について我が町においては林業施業の残材量、これは資源量に置きかえられると思います、の把握がなされているのか。また、森林整備のため切り倒される間伐材は全国的に見てもほぼ放置されている状況であります。その理由として採算性が合わないのが主な原因と考えるが、新たな産業と雇用の創出という面では当町の希望の一つになり得る事業でもあり、町として新年度どのような検討に予算を使うおつもりなのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

町で把握できる民有林の施業をもとに推計すると、平成27年度では約1,400立米の林地残材があることが見込まれます。実際にはさらに材積量があると思われませんが、国有林については把握できておりません。こうした木質バイオマスの活用については、これまでのエネルギーに絞って活用の検討をしてきており、新年度でも継続して検討してまいります。具体的には、林地残材の搬出方法やそのコスト、まき、チップ、ペレットそれぞれの場合における初期投資やランニングコストなどに関する調査を行ってまいります。また、既に取り組みを推進している方などをアドバイザーとして依頼するなど、今後の方向性を探していきたいと考えております。さらに、町内での木質バイオマスの流通システム構築の可能性や公共施設へのまきストーブ等の設置についても検討を進めてまいりたいということでもあります。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） それでは、再質問させていただきます。

平成27年度ベースで1400立米、この数字は重さに換算すると比重なので、約700トンから800トンという数字になるかと思えます。この数字が毎年計画的に発生する見込みなのか、まず1点お伺いしたいと思えます。また、ランニングコスト、初期投資というキーワードが出てきましたが、調査の範囲が実証実験までやる調査なのか、机上でただ計算する調査なのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 今間伐の事業の関係ですけれども、間伐事業については例年大体同じような面積を予定しておりまして、それに対して材積量だとかというところはあくまでも推計で見ることしかできませんので、間伐でも搬出間伐と切り捨て間伐とそれぞれ実際はやっておりまして、27年度ベースでは搬出間伐が約66%程度ということで、そこからの搬出量から残った切り捨て間伐の量でおおむねの推計をしているということですので、このぐらいのベースが必ず毎年出るかというところ一概には言いかねるところはありますが、おおむねの目安としての量として参考までに見ていただければなというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 初期投資、ランニングコストの件ですが、これから具体的な方向を探っていくということで、数年前に調査した結果はあるのですが、最近の情報等がありませんので、その辺ここにも書かれて、先ほどお話ししていますが、アドバイザー等の意見等を聞きながら、さらにはコスト精査して、場合によっては実証実験もやっていくかどうか、その辺も含めて総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 内容はほぼわかりました。

それで、行政として最少の経費で最大の効果というのは全ての事業で求められていくと思われませんが、先進地ではやっぱり産業が次の産業を生んでいくような構造ができています。結局木質バイオマスで熱をとった後には、その温水でシイタケの栽培が行われていたり、いろんな産業が産業を生む構造ができています。それからいくと、我が町はどんどんおくれをとっていつているのではないかと思います。結局来年度の予算の中でも、予算規模が著しく少なく、本当に真剣に取り組もうと思っているのかどうかすら私は思えないです。平成28年度に向け検討する内容をさらに実行するべく加速していただきたいと切に思います。当町における地産地消の取り組み、地域における循環型社会の実現、木質バイオマスのカーボンニュートラルという性質を最大限に生かした地球規模の温暖化対策の一助となるような建設的で斬新なアイデアを具現化して、できることを期待して私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて長谷川さんの一般質問は終了しました。

受け付け番号7、議席番号3番、西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 最後になりました。もう4時も過ぎております。町長、教育長、大変お疲れのことと思いますけれども、どうぞ最後のご質問にお答えいただきたいと思っております。6人の議員の方が大変立派なご質問をされました。最後の私がこんな質問をしているのかと非常に今自責の念にとらわれております。よろしくどうぞお願いいたします。

ここにも書かれております質問事項です。読み上げます。人口ビジョンについてということで、さきの人口ビジョンで人口減少は社会減が大きな要因となっていることが示されました。社会減を軽減するために移住、定住を積極的に推し進める具体的な考えをお伺いいたしたいと思っております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

これまでの移住対策は、中高年層を中心に据えて行ってきましたが、今後は子育て世代を中心に若い世代に向けていくべきだと考えております。このため、魅力ある子ども・子育て支援、教育を推し進めるとともに、関心のある若い世代に向けて福祉施設や農林業などの仕事をつないでいく新たな取り組みを進めてまいりたいと考えております。特に福祉施設では、恒常的に人材確保に困っている現状があり、資格取得支援を制度化した上で首都圏などへのPRも進めてまいります。このほかおためし暮らしの取り組みの強化や移住希望者への一貫したきめ細かな対応を行うべく、移住コンシェルジュの配置、移住者向けの住宅の確保などを積極的に行っていきます。さらに、情報発信を強化する取り組みとして、ホームページの充実を図るとともに、都市部への移住者向けイベントへの積極的参加、独自の首都圏でのPR事業の開催を行ってまいります。

また、現在住んでいる町民の皆様がいつまでも住み続けたいと思っていただけるための対策もしっかり講じていく必要があると考えております。魅力ある働く場づくり、子ども・子育て支援と教育の充実、地域福祉の充実と安全、安心のまちづくりを積極的に進めてまいります。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） それでは、再質問させていただきます。

先ほどの町長の答弁の中に、これからは若い世代を中心に移住、定住を促進していくというお話がございました。そこで、今までの議員からも再三質問されておりましたけれども、問題は来ていただくのは結構なのですが、やはり仕事をどうするのかということだと思います。それで、答弁の中に農林業、福祉施設での就業を推進していくということでお話ございましたけれども、いろんな方が当町で仕事をしたいというか、働きたい、住みたい、移住したいという方が来ると思います。それで、いろいろ話を聞いてみますと、都会の若者世代の約10%の方は田舎で、こういうところで住んでみたいというお考えをお持ちだということを知っております。その中で田舎で、一応都会で働いていて、脱サラして、そして起業したいと考えている人もあろうかと思っております。それで、現在は主にもちろん商業的なほうもありますけれども、酪農を中心にした新規就農を重点的に当町として

は起業推進しているというような考えだと思いますけれども、むしろ酪農に限らずその他の職種で起業しようと考えている人が多いのではないかと。全く今住んでいる私どもが考えのつかないような起業も考えている人がいるかもしれない。そうすると、そういう人たちの起業に関して、もちろんすごく実力のある人であればそのままその人が来て起業していただければいいのですけれども、やはり若干の不安を持ってくる方もいられるだろうと。そういったときにどこかに相談したいといったときに、果たして当町に受け皿としてあるのかと。大変不安を持ってきていると、そういったときに、答弁の中にコンシェルジュということはございましたけれども、もうちょっと具体的にその辺を相談したいと思います。

それで、私が考えるのには、やはり民間企業というのを立ち上げます。それで、当町にもいろんな仕事をしている方がたくさんおられます。それで、そういう人たちに民間ベースでそういう相談相手になっていただいて、そして新しくこちらにきた人たちの起業を手助けするという考え方をお持ちかどうか、その辺について町長、ちょっとお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 最初の質問は、新規就農に関して酪農以外の起業とかということと捉えてよろしいでしょうか。農業における新規就農というのものもあるし、それ以外のところもあると思うのですけれども、1つ農業に関しては現在酪農しかない状況の中で、それ以外の就農に結びつけるというのはなかなか容易ではないというふうに思います。ただ、そういう多様性を考えていくということも大事な視点になるのではないかなというふうに思っています。今回の予算の中でも計上させていただいていますけれども、平成28年度におきまして道から農業分野でお一人、地方自治法に基づく道職員の派遣をお願いしようというふうに考えておまして、その中で農業全体のあり方とか、そういうことをもちろん酪農が中心の仕事にはなりますけれども、それ以外の可能性なんかも考えていく道も検討できればというふうにも思っています。

あと、起業化に向けた支援、相談、ここでいう移住コンシェルジュはそこまでの専門的な対応というのはなかなか難しいかなと。地域の中で暮らす上でのさまざまな日常生活での困ったことに対して相談に乗っていったりとかいうような対応になるかなというふうには思いますけれども、地域の中で、もちろんこれは移住者だけではなくて地域に住んでいる方が何か始めたいといったときにそれを支援していくための仕組みづくりというのはやっぱり大きな課題だというふうに思います。その仕組みを考えていく。その中で今即答できる話ではありませんけれども、その対応ができるような民間企業を立ち上げるというふうなお話もありました。NPOという選択もあるのかもしれませんが、そういった今後に向けて地域の中で新たに仕事をするということで、起業するというところで転入する方たちへの支援ということに向かってぜひ検討したいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 以上で私の質問は終わるのですけれども、私が考えているのは、

やはりこういったいわゆる起業相談というか、1人ではなくて多くの人方がこういうところに携わりますと。そういうことによって、ちょっと前に、これ実現するかどうかわかりませんが、私も携わっているまちづくり協議会というのがございます。そこにある人が、全く中頓別町と縁もゆかりもない人がいらっやって、そしてたまたま協議会の会議があったと。そこに来て我々の話し合いを聞いていたと。そのときに1人ではないですから、いろんな方にお話を聞いたりなんかして、それでもしかするとことしこちらに来て住んでいただけるようなことになろうかなという人がおります。これは、やはり町民こぞっておもてなしをするという気持ちが非常に大事かなと私は思っております。結局1人ではぱっと来て、あなた、何しに来たのというような態度では、なかなか住んでもらえることもないと思います。ではなくて、何人もの人がおもてなしをして、よくいらっやいましたと、そういう気持ちがあることによって、やはり多くの人がもしかしたらこの町はいい町かもしれない、そういう気持ちになる。やはり人間ですから、お金だけではないと思うのです。やはりそこに人間の持っている豊かさ、気持ち、教育長もそこにおられますけれども、そういう人をつくって、みんなで中頓別町に住んでいただける人をもてなすという気持ちが非常に大事かなと、私は個人的そう思っております。

最後になりましたけれども、非常に不謹慎で申しわけないと思っておりますけれども、私の好きな歌手に中島みゆきがおります。その中島みゆきの歌の中に「糸」というの、ご存じでしょうか。「糸」、ストリングというのですか。この歌詞の1番目にこういう歌詞があります。ちょっとお聞きください。なぜめぐり会うのかを私たちは何も知らない。いつめぐり会うのかを私たちはいつも知らない。どこにいたの。生きてきたの。遠い空の下、2つの物語。ここからがいいと思うのですけれども、縦の糸はあなた、横の糸は私。織りなす布はいつも誰かを暖め得るかもしれない。中はちょっとはしよるのですけれども、最後のほう、また同じような形で、縦の糸はあなた、横の糸は私。会うべき糸に出会えることを人は幸せと呼びますと。人と人とのつながりが非常に重要だということを歌った歌ではないかなと私は認識しております。中頓別町は、ご存じのとおりそんなにお金のある町ではございません。やっぱり人間と人間との結びつきを大事にして、多くの人この町に住んでいただけるような体制にさせていただけたらなと思っております。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて西浦さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時25分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎休会の議決

○議長（村山義明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。あす3月7日から3月8日までは休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす3月7日から3月8日までは休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時26分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員